

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月11日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年10月11日 火曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後5時2分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情平成22年第26号、同第45号、同第50号、同第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第149号、同第150号、同第166号、同第167号、同第184号、同第195号から同第197号まで、同第201号、陳情第6号の4、第7号、第9号、第15号、第37号、第40号、第41号、第48号、第70号、第74号、第84号、第85号、第107号、第139号、第140号、第144号、第150号、第156号及び第157号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君

委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境保全課長	上原栄淳君
農林水産部農漁村基盤統括監	玉城貢君
土木建築部土木整備統括監	金城淳君
教育庁文化課長	長堂嘉一郎君
警察本部交通部長	渡具知辰彦君
警察本部刑事部捜査第一課長	平良英喜君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外55件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、農林水産部農

漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化財課長、警察本部交通部長及び刑事部捜査第一課長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外五55件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は、継続50件、新規6件となっております。

まず、継続審議となっている請願及び陳情51件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の32ページをごらんください。

陳情平成21年第154号日米地位協定にかかわる裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を日本政府に求める意見書採択の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。外務省は、刑事裁判権に関する1953年10月28日付行政協定裁判権小委員会刑事部会の会合記録を、平成23年8月26日公表しております。

当該会合記録の公表に際し、松本前外務大臣は、平成23年8月26日の記者会見において、我が国が一定の場合に刑事裁判権を放棄するとの、いわゆる密約問題については、日米両政府間で何らかの合意を行ったものではないと発言しており、県としてはこれが政府の公式見解と受けとめております。

次に資料の33ページをごらんください。

陳情平成21年第161号の記の4返還後も残存するヘリパッド15カ所の運用及び新たなヘリパッド6カ所の建設理由に関する調査並びに調査結果を公開することにつきまして、第4段落目の処理概要を御説明いたします。

これに対し、去る9月1日、防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

次に資料の65ページをごらんください。

陳情平成22年第201号沖縄県内へのオスプレイ配備反対と東村高江ヘリパッ

ド建中止の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。

沖縄県が提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

次に資料の75ページをごらんください。

陳情平成23年第41号の記の2 沖縄県内へのオスプレイ配備を認めないにつきましては、処理概要が陳情平成22年第201号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の85ページをごらんください。

陳情平成23年第139号 普天間基地の固定化・オスプレイ配備を許さない嘉手納統合案に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 普天間基地の嘉手納統合案に断固として反対することにつきましては、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は、断じて受け入れることはできません。

県としては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

2 普天間基地の固定化もオスプレイの配備も断固反対することにつきましては、普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

また、オスプレイ配備につきましては、処理概要が陳情平成22年第201号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 辺野古への県内移設・高江ヘリパッド建設も断固反対することにつきましては、処理概要が陳情平成21年第82号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4 基地負担を増長するF18などすべての外来機飛来に断固反対することにつきましては、県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請しているところであります。

防衛省は、去る10月4日、米軍再編に係る訓練移転の拡充について発表し、嘉手納飛行場におけるさらなる騒音軽減に資する措置として、当初嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場のF A18戦闘機20機程度による訓練を、10月10日から10月31日まで、グアム等へ移転するとしております。

県としては、今回のグアム等への移転訓練による騒音軽減の効果について、見きわめていきたいと考えております。

次に、資料の87ページをごらんください。

陳情平成23年第140号高江ヘリパッドオスプレイ離発着訓練場建設の反対決を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、S A C O最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、S A C Oの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き、県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

次に、88ページをごらんください。

陳情平成23年第144号基地問題の解決を訴えるための大型要請団の編成等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 アメリカ連邦議会、米国政府及び米国民世論に対して、沖縄の基地問題の解決を訴えるために、沖縄県、県議会、市町村及び市町村議会等から成る大型要請団を編成するとともに、派遣措置への取り組みを早急に行うことにつきましては、知事は、去る9月19日、米ワシントンD Cにおいて講演を行い、翌20日は米上院議員と面談いたしました。

この中で、基地負担の軽減、とりわけ普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県の考えを説明してまいりました。今回の訪米によって、有識者等とのネットワークの構築が図られるとともに、米国における理解が前進したものと考えております。

沖縄県としては、日米安全保障体制を認める立場にあり、これが安定的に維持されるためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減が重要であるとの認識から、今後とも、効果的な訪米が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

2 沖縄の基地問題を日本政府を介せず、自主的に独自に国際社会に訴えることにつきましては、沖縄県としては、我が国の安全保障にかかわる沖縄の米軍

基地問題は、政府が責任を持って早期に解決すべきものと考えております。

また、米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えており、今後とも、日米両政府に対し、基地負担の軽減を求めてまいります。

次に、89ページをごらんください。

陳情平成23年第150号原子力艦船の寄港等に反対する意見書採択に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦を含む原子力艦船の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、県としては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力艦船の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、資料の90ページをごらんください。

陳情平成23年第156号キャンプ・ハンセン軍用地の一部細切れ返還に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

本県が負担している過重な米軍基地の整理縮小については、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で、実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、米軍基地の返還に当たっては、地元市町村等の意向を踏まえ、国は誠意ある対応をすべきであると考えます。

次に、91ページをごらんください。

陳情平成23年第157号キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃演習による火事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 山火事の原因や使用火器、焼失面積について速やかに報告することにつきましては、平成23年7月21日に発生したキャンプ・シュワブレンジ10における山火事の原因については、実弾射撃訓練によるものとの連絡を受けております。

使用火器については、県はこれまで、米軍に対し、演習・訓練の内容公表を求めておりますが、運用上の理由から、明らかにされておられません。

当該山火事による焼失面積については、本年8月15日、沖縄防衛局から、焼失面積が2万平方メートルであった旨の連絡を受けております

2 赤土流出に対しての具体的な解決策を講ずること。

3 実弾射撃演習の際には、周辺の山林を決して焼失させないように、また、跳弾等が一切起きないように万全の対策を講ずることにつきましては、沖縄防衛局によると、山火事の未然防止のため、米軍は毎朝気象状況を調査の上、山火事発生危険性を判断し、場合によっては訓練自体に制限を加えるとのこととなります。

また、跳弾等に対する安全対策として、米海兵隊が実施する実弾射撃訓練は、射撃安全手順に基づいて安全に実施されており、安全は常に最優先事項であるとのことであります。

県としては、従来から、米軍の訓練によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも県民の生命、生活及び財産を守る観点から、適切な対応がなされるよう関係機関に対し働きかけてまいります。

4名護市及び名護市議会が現場確認等の立ち入りを要求する場合は、即対応することにつきましては、処理概要が陳情平成23年第7号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、知事公室の所管に係る請願1件及び陳情56件につきまして、処理概要を御明御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の請願は継続1件、陳情は継続13件、新規1件となっております。

初めに、継続審議となっている59ページの平成22年陳情第167号につきまして、時点修正による表現の変更はありますが、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

また、継続案件のうち残り請願1件、陳情12件につきましても、処理方針に変更ありませんので御説明を省略させていただきます。

また、継続案件のうち残り請願1件、陳情12件につきましても、処理方針に変更ありませんので、御説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の93ページをお開きください。

陳情平成23年第157号キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃演習による火事に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

2について山林は地下水の涵養、表土保全に重要な役割を果たしていることから、実弾射撃演習で山林が消失した場合は、公共用水域が赤土で汚染される要因となります。

県としましては、今後とも、公共用水域の監視を行うとともに、実弾演習による赤土等の流出が起きないように関係機関に適切な対応を求めていきたいと考えております。

以上、環境生活部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城貢農漁村基盤統括監

○**玉城満農漁村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。

資料の29ページをお開きください。

陳情平成21年第125号普天間代替基地建設工事の中止を求める陳情の中の、4県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の53ページをお開きください。

陳情平成22年第149号普天間代替基地建設事業の中止等を求める陳情の中の、3県知事による特別採捕許可申請書に対する許可を撤回するよう求めることにつきましても、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城淳土木整備統括監。

○金城淳土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきましては継続1件となっております。資料の30ページの陳情平成21年第125号であります。処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化財課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長堂嘉一郎文化財課長。

○長堂嘉一郎文化財課長 ただいま、議題となっております、教育委員会所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

それでは、処理概要を御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6の処理概要につきましては、前定例会においての御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設新基地建設事業に係るアセス手続及び、環境現況調査並びにキャンプ・シュワブ内における造成工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化財課長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

渡具知辰彦交通部長。

○渡具知辰彦交通部長 公安委員会関係の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の80ページをお開きください。

陳情平成23年第74号米軍大型車両の通学路への進入に関する陳情の記の3米軍車両の安全、運行管理等の教育を徹底することにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部捜査第一課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良英喜刑事部捜査第一課長。

○平良英喜捜査第一課長 公安委員会関係の陳情案件について御説明させていただきます。

公安委員会関連の陳情となっております、陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針でございますが、前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部捜査第一課長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 名護市議会からありました、陳情説明資料の90ページ、新規陳情平成23年第156号のキャンプ・ハンセン軍用地の一部細切れ返還に反対する陳情についてお願いします。処理概要には地元市町村等の意向を踏まえ、国は誠意ある対応をすべきであると考えますと書いてありますけれども、県としてはこれに関しましてはどういうスタンスですか。

○又吉進知事公室長 キャンプ・ハンセンの斜面部分の返還と聞いております。基本的に基地の返還というものは、段階的に整理縮小は行われるべきでありまして、返還という意味では、これは歓迎すべきことであろうと。しかしながら、地元からのお話があるように、未来への見通しが無い段階で返還されるということは、従前から県が大変心配していることでありまして、そういう意味では、地元との調整が十分になされたのかどうかということで、まだそのあたりが不十分ではないかという疑いがあるものですから、ここに地元、市町村等の意向を踏まえと書いてあるわけです。

○吉田勝廣委員 162ヘクタールですから、例えば皆さんは軍用地料が幾らで、それから地主の数は幾らで今跡地利用関係がどうなっているかというのは把握していらっしゃるでしょうか。把握していたら教えてください。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセンの東シナ海側の斜面部分ということで、面積が約160ヘクタールです。所有権の関係としましては、ほとんどが市有地ということになっております。区の入会権が入っているようでございまして、名護市喜瀬区、幸喜区、許田区の財源となっているということでございます。借地料については、最近の新聞等では約2億円とありましたけれども、私どもが前回確認したところでは、約1億2000万円ということで把握しております。

○吉田勝廣委員 各区がありますね、名護市の市有地、各区の持ち分があって、土地代が各区の収入として財源化されているわけです。そういうことが、区にとってみれば財政に大きな支障を来すということは、課長は知っておりますか。

○親川達男基地対策課長 この賃借料の中から、区に入会権としての部分について一部財源になっているということを聞いております。

○吉田勝廣委員 大体幾らで把握していらっしゃるでしょうか。

○親川達男基地対策課長 これも直近ではないのですがけれども、喜瀬区、許田区については約2000万円と聞いております。

○吉田勝廣委員 その財源が区に占める割合というのは非常に高いと思ってお

ります。それから跡地利用の関係についてはどうですか。

○親川達男基地対策課長 当該地がキャンプ・ハンセンの斜面地ということで、跡利用についてはなかなか作成が困難だと聞いております。

○吉田勝廣委員 今まではどういう使われ方をしていましたか。

○親川達男基地対策課長 現在は、その地域が提供施設区域として提供されている状況です。

○吉田勝廣委員 今の返還予定地がどういう使われ方をしていたのかということです。

○親川達男基地対策課長 これまでの使われ方というのは国が米軍側に提供していたということで、その具体的な使われ方というのは承知しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から例えば射爆場なのか、原野としてそのまま放置していたのか等、基地の使用形態について確認があった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

親川達男基地対策課長。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセンは、その部分は訓練場ということで表示されておまして、実際の運用については承知しておりません。

○吉田勝廣委員 皆さん沖縄返還協定で、いわゆる基地が返還された歴史と、沖縄返還の1972年以前の基地返還のあり方です。細切れ返還があって、軍転特措法一駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律という法律ができなくて、基地の跡地利用がなかなかできなかったと。この文言にあります細切れ返還というものを聞いたことがありますか。

○又吉進知事公室長 ございます。

○吉田勝廣委員　そうすると、斜面だから当然跡地利用ができない。跡地利用ができないから返しますと。普通我々が返還前に調査したり、返還後の調査も私もキャンプ・ハンセン抱えていたわけですから、細切れ返還がいっぱいあったわけです。沖縄の基地返還のあり方として、なぜ細切れ返還をするのかということについて、又吉知事公室長はどう考えていますか。

○又吉進知事公室長　個々のケースがあろうかと思えますけれども、個々にこの理由で返すというような具体的な理由は示されていないと承知しています。

○吉田勝廣委員　細切れ返還を米軍はどうしてするのか、政府も県もなぜそれを追認するのかということをおは問題にしているのです。細切れ返還というのは、跡地利用ができないわけです。しかも斜面で使用できないところですから、今の名護市の状況を考えれば、筋が通ったような感じがしないでもない。いわゆる復帰前と復帰後のうねりの中での、そういう推測をせざるを得ない。

跡地利用ができないところを細切れ返還するということがあったら全部返還させたほうがいい。しかし必要のない部分だけ返還をして、そういう返還で跡地利用できなかつたら、どうするのだと。今まで財政を運用してきた状況の中で。

そういう返還は整理縮小ですから大義名分よね、県の姿勢としては整理縮小として基地が段階的に返還されることは必要でしょう、前段の部分は。けれども実際の返還のあり方として、こういう返還でいいのかどうか。そこを吟味しなくてはならないと思うわけです。これまでの歴史から言って。また、返還された土地でもなかなか跡地利用ができないから、軍転特措法が平成7年にできて、そして今でも沖縄県は要請しているわけです。そこから考えると、沖縄県は軍転特措法を新たな制度としてやろうとしているのだけれども、実際こういうことが許されたら跡地利用ができないでしょう。そののちのところをもっと強く言うべきではないかと私は言っているわけです。

○又吉進知事公室長　御指摘のように、いわゆる細切れ返還がなされたときに非常に使い勝手の悪いということがあって、県としましては、きちんとした使える形でという返還を求めているわけですが、ただ、基本的に跡地利用計画というものは市町村が県と相談をしながら進めていくという面もありまして、そういう意味では、市町村側がしっかりした計画をつくるということは、市町村の一つの責務だと考えております。そういう面も含めて多面的に、やはり県は、最終的には整理縮小によって返還をしていただきたいと主張しているわけでございまして、ここに書きましたように、地元市町村と国がしっかりと

した、将来を見越した計画がつくれたかどうかというところが問題であろうかと思っております。

○吉田勝廣委員 この点については地元の県議もいらっしゃいますから、後で質問すると思います。軍転特措法をこれからつくろうとするときに、こういう返還のあり方論については非常に疑問がある。幾ら法律をつくっても、そういう細切れ返還では跡地利用できませんということを断言したほうがいいと思います。この件に関しては知事公室長の意見は求めません。

次に、陳情説明資料の8ページ、陳情平成20年第36号のキャンプ・ハンセンのレンジ3についての今の状況を教えてください。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセンのレンジ3の現在の状況ですけれども、米政府によりますと、平成20年3月6日から建設を開始し、平成22年2月初旬ごろに完成したとのことであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から、レンジ3ではなく移設したレンジ4の建物が撤去できたかどうかについて質疑内容の訂正があった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

親川達男基地対策課長。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセン、レンジ4につきましては、地域住民のエリアに近いということで、移設について要請したところでございます。これを受けて、政府が移設工事を行ったところでございますけれども、平成19年2月の合同委員会で移設の建設合意がされ、平成21年8月25日、沖縄防衛局から移設先についての施設の提供が合意されたということで、レンジ4については、以前レンジ16と呼ばれていましたけれども、その付近に完成し、今は提供されていると聞いております。

○吉田勝廣委員 レンジ4は移設先が決まって、演習はもうしているけれども、もとの建物がなぜ撤去できないのですか。

○親川達男基地対策課長 代替施設完成後のレンジ4については現存しており

ます。米側の説明によりますと、在沖海兵隊が管理するとしておりまして、今後は地域住民に危険が及ばないように、地元の金武町とも十分に連携をとりながら対応していきたいとしております。なお、移設後のレンジ4については実弾射撃はしないという説明は受けております。

○吉田勝廣委員 今後いろいろな問題が出てくるので移設のあり方論を問題提起しておきます。要するに、レンジ4は米政府の予算でつくった。住民の反対運動が起きて、残念だけれどもキャンプ・ハンセン内でレンジ4をレンジ16の前に移設する。それができることによって、そこにあったレンジ16はよそに移設すると。いわゆる玉突きみたいに。そのお金は全部日本政府が出しましたと。そうすると、基地のあり方論からすれば、この基地は強化されているわけです。基地そのものが新しい施設となって訓練がしやすくなっているわけです。次は、そのレンジ4のところでもまた新たに演習を行う。例えば実弾は使わないと言うけれども、向こうの施設は実弾演習ができるようになっているわけだから、それは定かではないわけです。仮に候補だとしても、その施設はやはり撤去されてしかるべきだと日本政府が言わなければしょうがないでしょう。その玉突きによって、既存の施設と新しい施設が3つできているわけです。そのようなことを、我々は常に頭に入れておかないといけないということだけは言っておきましょう。今後どうするかということを考えてみてください。

次に陳情説明資料の20ページ、21ページの陳情平成21年第51号の実弾演習。金武町字伊芸区で起きた実弾射撃演習、これは被疑者不詳で送致をして、当然ながらそれは不起訴と。そのことについては結局よくわからないし、そのままレンジ7で調査をしているわけです。そのレンジ7は今演習がかなり頻繁に行われていて銃の先が金武町字伊芸区に向けられているわけで、山があったとしても危険性が及ぶのではないかと、また同じようなことが起きるのではないかとという不安があるわけです。

それに対して、県警も本部長からお話がありました。それから、本会議の答弁からすると沖縄県のほうが少し弱い感じがしました。そうすると、レンジ7で今演習が行われていて、その標的がどのような場所にあつて、どのような内容の演習をしているかと。演習内容について、米軍は訓練上、作戦上、戦略上明らかにできないとよく言うけれども、その車両の入り口とか出口にて、現場の調査をしていけば、このようなことをやっているのかなとか、あるいはレンジ7の演習場に行けば、大体演習の内容が想像できるのです。そうすればおのずから危険性がわかってくる。それに基づいて県はいろいろな交渉ができるのではないかと僕は思うわけです。いわゆる事件を起こしているわけですから、

その辺について知事公室長と捜査第一課長の答弁をお願いします。

○又吉進知事公室長 この処理概要にありますように、法と証拠に基づく処理というものは一定程度終わっているわけです。しかしながら、なぜこの問題に対して県民が非常に大きい怒りを示したかということは、当然ながら沖縄の過重な基地負担、キャンプ・ハンセンで日常的に行われている演習、さらに過去に明らかにキャンプ・ハンセンから実弾が飛んできたという事件があったということを総合的に勘案して、県としましても、基地負担という観点から心配と不安は依然として持っております。したがって、あらゆる機会にと申し上げますけれども、軍転協一沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や、あるいはこれは日米地位協定の問題にもかかわってきますので、そのたびにこの事件があったということを忘れることなく、しっかり訴えていきたいと思っております。

○平良英喜捜査第一課長 本件につきましては、発生場所の特定はできませんでした。しかし、一般論として軍事演習が行われているということであれば、流弾の可能性についてこれからも考えていかなければならないし、安全対策については万全を期すべきだと考えております。

○吉田勝廣委員 次に陳情説明資料の91ページ、陳情平成23年第157号のキャンプ・シュワブレンジ10についても、非常に関係の深い演習場ですから、それを含めて質疑したいと思えます。レンジ7は知事公室長もわかるように、会計監査で不適切な演習場であると言っているわけです。その理由は、いわゆる跳弾事件とか流弾事件が頻繁に起こっているからです。なぜかという、銃弾が山を越えて民間地域というか一市民とか県民が生活がしているところに、ちょっとでも誤るとそこに飛んでくるわけです。そういう演習場は米国のどこに行っても基本的にはないわけです。そのような演習場があるというのは、残念だけれども我が沖縄だけです。だからここは何回も私は言っているのだけれども、会計監査わかるはずですよ、だれが見てもわかるはずですよ。そこは狭くて、銃口の角度をちょっと誤れば、県民生活の生命と財産が脅かされる地域であると。また事件・事故も発生しているからみんな不安なわけです。これに対して、沖縄県と県警を含めてどう処理するかという、同じことを繰り返して本質的な解決はされていないわけです。意味からいって、そういう演習場での実弾訓練というのは、最終的にはやめさせるべきではないかと。そうしない限りまた同じことが起こります。現に何回も起こっているわけですから。それはやはり名

護市も沖縄県も含めてきちんと名護市は言っているわけですから、市町村の意を受けて沖縄県はきちっとすべきではないかというのが私の意見です。知事公室長はどう思いますか。

○又吉進知事公室長 演習の内容につきましては、県も再三問い合わせをしているのですが、実際に実弾演習は5・15メモ上許されているという状況がございます。県としましては、住民の安全を最優先にした措置がとられるべきであると、これは従前から言っていることとございますけれども、さらにこれを徹底していただきたいということを再三申し上げる立場でございます。

○吉田勝廣委員 それは抽象論でわかります。しかし、そういう事件が実際に起きていて、中止するべきでないかと。それは不適切な演習場ですからやめるべきではないかと、県の立場としてなぜ言えないのかと。そこを私は言いたいのです。

○又吉進知事公室長 繰り返すようではございますけれども、実弾演習も含めて、県民の生活、生命、財産に決して影響があってはならないということ、引き続き申し上げていくということとございます。

○吉田勝廣委員 これは繰り返したからそこはやめておきます。しかし、県の姿勢はいかなものかということだけ言っておきましょう。

あと、陳情説明資料の19ページ、陳情平成21年第46号のグアム協定についてお願いします。このグアム協定は普天間飛行場移設と絡むもので、日米の協定ですから、ある意味では条約という認識をしても構わないと思うのだけれども、県としてはこのグアム協定について、条約という認識で日米地位協定と大体同じ効力を持つと認識していますか。

○又吉進知事公室長 外務省の担当者から、これは条約であるとはっきり明言したのを聞いております。

○吉田勝廣委員 そうすると、普天間飛行場はその中で、ロードマップ一再編実施のための日米のロードマップとして位置づけられて、嘉手納以南も含めて、これがなければ普天間飛行場がそのまま固定化しますよということを大体は書いてあると思いますけれども、それが条約である以上、それを変えることは難しいのか難しくないのか。今の地位協定ができてから何十年もさわられていな

い、改定もされていない。そういうことがあるとするならば、このグアム協定の意味というか、条約というのはかなり重い感じがしますけれども、知事公室長はどのようにとらえていますか。

○又吉進知事公室長 条約は条約としての効力は持っているということですが、この条約はいわゆるロードマップの合意実施に係るその費用負担について、明確にしたという条約だと考えておきまして、さまざまな議会等で議論があろうと思いますが、条約は条約として現在生きている。県としましては、ここに言われるような、辺野古移設を前提とした取り決めというものは変えるべきだと申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員 なぜ私がそう言うかということ、このグアム協定が締結されるときには、沖縄県も移設はやむなしと、苦渋の選択として認めていた時期です。そうすると、グアム協定として予算の処置からロードマップ、ある意味では沖縄の基地負担が軽減されるから、これはいいことではないかということで、論旨を張ってきたわけです。しかし状況は、沖縄県も沖縄県議会も変わっていて、今沖縄県民が普天間飛行場を、辺野古への移設はできない、不可能だと言っているわけです。しかし、残念ながらグアム協定は生きているわけです。そうすると日米の条約ですから、これを変更することは地位協定の運用状況から見てかなり難しいのではないかと。沖縄県の140万県民頑張っただけでこれを替えて、普天間飛行場も辺野古も持って行かないと、そういう決意は私もよくわかります。しかし、条約となると、これが果たして沖縄県の140万県民だけで変えられるかどうかということは、このグアム協定がつくられるときから私は非常に危惧していたわけです。ですから私はグアム協定は問題がある、反対すべきではないかという議論を展開してきたのですけれども、残念ながら国会で通ったわけです。このことを含めてかなり議論をしておかないと、そのまま普天間飛行場が固定化するのではないかと、私は危惧しているわけです。知事公室長はその辺をどのように考えますか。

○又吉進知事公室長 先ほども申し上げましたけれども、グアム協定というのは日米の2006年のロードマップを前提として、その費用負担について取り決めたということをごさいますと、現時点におきましては、この前提が海兵隊のグアム移転、その他ロードマップの基地負担軽減に対する項目については、ほとんど沖縄県は認めておりますが、唯一といえますか、移転先が辺野古崎地区であるということに対しては、県外に持っていくべきだと主張しているわけです。

そもそもグアム協定の前提が県としては認められない、変えるべきだと言っているわけでございまして、その点を県が進めていけばグアム協定でもおのずから変わってくるだろうということです。

○吉田勝廣委員 その見通しは少し甘いのではないかということを行っているわけです。要するに、条約にはもちろん辺野古崎地区と書かれていて、沖縄県が要求すればそこは変えることができるのではないかということだけでは、私は少し認識不足だと思う。米国政府の強行な姿勢や予算の処置だとかいうと、これから踏ん張らないといけないと思います。一たん条約と位置づけられているわけですから。我々も地位協定を何年もやっているけれども壁にぶつかって何も解決されていないわけです。また外務省も取り合おうとしないわけです。そういうことを含めて、ぜひ私は県にも頑張ってもらいたい。そういう意味では私たちも頑張りますけれども一体となってやらなくてはいけないと思っております。最後に決意をお願いします。

○又吉進知事公室長 県としましては、グアム協定の前提となっておりますロードマップの中でも、普天間飛行場代替施設の場所として辺野古崎地区への移転は、極めて事実上不可能だと申し上げているわけで、県外移設を求める考え方は変わらないわけでございます。したがって、このことは県民あるいは各位と議会とも連携をしながら、しっかり主張してまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 頑張りがいからそれをいかに突破できるかというのは県民の最大の課題だと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情説明資料の84ページ、陳情平成23年第107号の日米合意の撤回を求める中身ですけれども、知事は本会議で辺野古は不可能だと言っておりますけれども、この間民主党政権の首相や外務大臣、前の沖縄担当大臣前原氏や北沢氏などが、辺野古推進と言われている人たちと会うと。また、辺野古推進という形で動き始めている。それから名護市の名護防衛事務所も、現在六、七名の体制を40数名体制にしていくと。そういう面では、沖縄県民の総意、または県議会決議を踏まえて、辺野古は不可能だ、絶対だめだということに対

して、オバマ大統領と野田首相が会って結果を示せと言われている中で、沖縄県民の総意を踏みにじるやり方がマスコミなどでも報道されておりますけれども、私はこれは本当にひどい話だと思っております。これからの流れとしては、政府からはどのような形で首相の来県や外務大臣、その他の閣僚経験者などの来県が予想されているのか。その辺についてお願いします。

○又吉進知事公室長 我々が聞く範囲では、これは新聞報道が主でございまして、野田首相が訪米をして、現在の方針を日米両国で確認したという報道もございました。さらに、本日沖縄担当大臣が見えますけれども、沖縄の理解を得るために閣僚をというお話もありますが、これは報道の域を出ない部分がございまして、私どもも、閣僚が見えたらそれはそれでしっかりお話をさせていただくのですが、この問題についてのスケジュールがあって、そういうことで来県されるのかということについては、確認されておられません。

○前田政明委員 知事も米国で銃剣とブルドーザーという発言もしていますが、しかし、時間がかかるから反対だといった発言もしておりますけれども、これはどのような趣旨の発言なのでしょうか。

○又吉進知事公室長 知事の本意というものを私がここでしゃべれるかどうかというのは、ごそんたくいただきたいのですが、現実問題として知事が再三申し上げているのは、民主党政権の誕生後、最低でも県外と言ったことによって、なぜ辺野古でなければならないかという疑問が生じたわけでもございまして、これに対して一切政府は答えていないということ、さらに名護市長が反対している、さらに県民大会、県議会決議というものを考えれば、これは事実上、客観的に見て辺野古というのは極めて困難になったという事実認識だと考えております。

○前田政明委員 これは逆に言えば、現在の政治状況が変われば、例えば名護市長が変わるとか、県議会の与野党の構成が変わるとか、そのような政治的な状況が変われば可能になるという意味も含んでいるのですか。

○又吉進知事公室長 私はそこまでお答えする立場ではないのですが、本会議でも何回か知事がお答えしたように、仮定の仮定に継ぐ話というのは、ここではお答えしかねるということでございます。

○前田政明委員 ぜひしっかりと知事なりの公約を、辺野古は絶対に不可能だと、沖縄にも無理だという形で発言していくことは大変大事ではないかなと思います。

新しい陳情で、陳情説明資料の88ページ、陳情第144号で、米国政府及び米国民世論に対して、沖縄の基地問題の解決を訴えるということで、沖縄県、県議会、市町村及び市町村議会等からなる大型要請団をという陳情が出ていますけれども、これは非常に今の時期にかなっているのではないかなと思います。やはり沖縄県民の4・25県民大会に示された思いを含めて、知事が先頭に立って県民とともに、国際社会にもしっかりとこの問題を訴えるという意味では、検討してもいい提案ではないかと思うのですけれども、このところはもう少し処理概要以外に御説明をお願いします。

○又吉進知事公室長 いろいろな御一緒に訪米をという話は、過去の議会でも御質問いただいております。その際にお答えしているのは、御提案としては受けとめるけれども、しっかりした要望等を踏まえてという言い方をしていると思います。議会、あるいは市町村におきましても、沖縄の基地のあり方というのは、基地の整理縮小を求める、あるいは現在で言えば、普天間飛行場の県外移設を求めるという点では一致していると思いますけれども、基地のあり方、今後基地問題にどう対応するか、各論になりますと、大きな意見の違いもあるかと思えます。そういったところをしっかりと集約して、米国に持っていけるかということがとても大事でございまして、そういう意味では、議論は大変結構でございましてけれども、今の段階でこれは大変いいことだという形にはならないと思っております。

○前田政明委員 今は安全保障条約の是非だとか、賛成とか反対という立場ではないですね。4・25県民大会の決議、県議会の全会一致の決議を含めて、安全保障条約に賛成か反対かと言えば、この前の世論調査などでは、7割近くが安全保障条約を見直したほうがいいとなっていますけれども、しかし今の時点では安保条約に賛成とか反対とかは除いて、とにかく沖縄の現状を打開しなければならぬと。そういう面では、新しい政権は民主党政権、中央では自由民主党や公明党などの、これまで辺野古への移設を進めてきた遺産、そのような努力も生かしたいと、その関係者とも一緒に話をしながら沖縄を説得して、何が何でも日米合意、安全保障条約、日米同盟を推進するかなめとして進めるのだというものが、今の民主党政権の意向ですね。これに対して、沖縄県民がオール沖縄でどう戦うかと。そういう面では、41市町村長、議会議長、48名

の県議会議員全体が、知事も言っているように県内移設は反対だという総意を示すような、そういう意味での大同団結した形をとらないと、安保条約に賛成か反対かということで皆さんが線を引いてしまうと、今の県民世論の流れとは違う、みずからが県民の団結の枠を狭めてしまう対応になりませんか。

○又吉進知事公室長 安全保障条約の賛否で線を引くというよりも、基地問題は60年以上の歴史を持っておりまして、さまざまな基地への影響というものがあって、辺野古への代替施設の移設は事実上不可能だという点では、ほとんど意見は同じだと思います。しかしながら、ロードマップ再編実施のための日米のロードマップの沖縄の基地負担軽減というものは、県としましては大いにやっていただきたいと。辺野古の場所以外はすべてやっていただきたいとか、さまざまな意見があると思います。そういったことにつきましては、もう少し議論の時間が必要かなということでございます。

○前田政明委員 日米密約外交と人民のたたかいという、新原昭治さんの新しい本が出ているのですけれども、沖縄の復帰をめぐる、ノーリターンと。今の政治状況の中では、沖縄の返還を考えないことには米軍基地そのものが困難になると。そして日米同盟そのものが危険になるというものを、外交官が正式に発表したものが今明らかになっているのですけれども、今まさに、日米両政府とさまざまな辺野古基地推進勢力が襲いかかってくる。そのときに、これまでの歴史から言っても、沖縄県民が党派を超えて、これ以上の辺野古の基地強化を許せないと。普天間飛行場は当然閉鎖・返還すべきなのだ。そして辺野古の基地は断じて許さないのだということを明確にやると。そのときに、県民が一致する点をしっかりと大事にするというのが、この間の流れではないかなと。そういう面では、考え方は違うかもしれませんが、屋良公選主席が誕生したと。これは決定的だと言われてはいますが、私は知事が不可能だという立場に立っている場合、その不可能を通すためには、今の状況の中では県民が団結すると。それは米国政府にも、また関係者にも直接訴えるという、そのように沖縄県民が叫べば、本土、世界に伝わると。国際的な連帯も含めて、サンフランシスコ平和条約。現在もサンフランシスコ平和条約第3条がありますよね。実質的に沖縄と日本と全世界の植民地以下含めてこれは許されないという国際世論の中で米国も、現在もサンフランシスコ平和条約第3条があるにもかかわらず、返還をせざるを得なかったという局面は、やはり知事を先頭に県民が団結したという流れではないかなと思って、そこはもうこれ以上やっても始まりませんが。やはり今の状況に、いわゆる軍事同盟論とか、日米安

全保障条約に対応がどうのこうのという形で狭めてはいけないのではないかなと。4・25県民大会の総意に基づいて大同団結して、しっかりと日米両政府に最大限の効果ある対応をするという形で臨んでいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 おっしゃることにつきましては、知事は県民の付託を受けた知事として、今回の訪米の際も、議会、41市町村、議会が反対の決議をした、さらに4・25の県民大会の結果というものを、しっかり現地で主張して、普天間飛行場の県外移設を求めるといふ論を展開しております。ただ、その知事と連携して県民的な、というところはさまざまなお考え、形があるかと思っておりますので、余り時間もないですけれども、きちんと議論をしていくべきだと考えております。

○前田政明委員 ぜひ大同団結して、県民の願えるような形でしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

陳情説明資料の90ページ、陳情平成23年第156号ですけれども、先ほど質疑がありましたけれども、細切れ返還について、那覇市でも革新市政のときに軍用地の契約拒否をしておりました。その中で天久新都心の部分返還で全く使われないと。そして契約していない地主に対しても返して行って、周りは全然跡地利用ができないと。10年余りそのような状況が続きました。やはりこの細切れ返還というのは、経済的に、実際的に仕返しをするというか、そういう基地に反対するのならばこうなるのだという、見せしめ的にやられてきた歴史があります。私も市議会議員時代に新都心の問題を含めてかかわってきましたけれども、平良良松、親泊康晴革新市政のもとでは、大変な意地悪というのか、那覇市の新都心のまちづくりをおくらせてきた大きな要因でした。反戦地主の方々に対する連判状も見せてもらって、あなたが契約しないから親戚みんな迷惑しているという形の村八分も先輩に見せてもらいましたけれども、そういう面では、私は仮に名護市長が辺野古はだめだという形がはっきりしている中で、返すならば全体の返還ができるようにというのが、今の軍転特措法一駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律を含めてお互いが求めている中身だと思いますけれども、そういう面で一部細切れ返還は、本当にひきょうなやり方だということを私は実感してきたのですけれども、総合的に軍用地の跡地問題については、しっかりと返還のめどがつくと、そういう面では名護市の議会が決議している中身は、私は沖縄県民の歴史から言っても当然だと。自分自身が那覇市議会議員を含めて計画にかかわってきた者として、このような細切れ返還

に対しては、望ましくないということでしたらしっかりと対応すべきだと思いますけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 先ほど来答弁をさせていただいているように、返還そのものがきちんと跡利用計画、あるいは地主の状況といったものを踏まえて、計画的になされるべきであるということがございます。その責任というのは、当然、市あるいは役割として県もあります。また、日米両政府においては、そのような事態が生じないように努力する義務があると考えておりまして、このキャンプ・ハンセンの斜面地につきましても、そういった議論が十分になされたのかどうか。ここは斜面で使えないということが結論となっておりますけれども、実際にそのとおりであるのかどうかということは、県としましてもしっかりと検証してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 陳情説明資料の16ページ、陳情平成20年第204号の環境アセスメントについてですけれども、これは質疑というよりも、私は辺野古は不可能だと、辺野古移設は断じて許されないという流れの中で、民主主義の世の中であれば当然国民的な、県民的な総意に基づいて、すべての辺野古移設に関する手続はやめる、予算措置もやらないということをやすべきだと思うのですけれども、今回の民主党政権が約1200億円ですか、辺野古移設に関する予算を計上するという流れの中で、これが本当に民主主義の国なのかなと疑問を抱くのです。当然、選挙や民主主義の結果の中で、知事も言っている沖縄県民の総意のもとで、すべての手続をやめるべきだと。そういう面では、特別採捕許可申請書に関して皆さんが、まだ許可は出していないと思いますけれども、一切の辺野古移設に関する手続に反対するという意味では、そういう立場をしっかりと貫くべきだと思います。そういう面で環境アセスメントの問題を含めて、沖縄県としては普天間飛行場の閉鎖・撤去、そして辺野古の移設に関しては基本的にこれに応じないといえますか、可能な限り基本的な立場で対応すると理解してよろしいですか。

○又吉進知事公室長 まず前提としましては、普天間飛行場の県外移設を求めると言っているわけがございます。したがって、知事は非公式等でどうやって政府がこれを進めるかということは、現時点で見えていないと言っております。ただし、具体的な手続につきましても、法令、あるいは条例等において処理されることとしまして、このことにつきましても、県はしっかりと対応させていただきませんが、普天間飛行場の県外移設を求めるという姿勢につい

ては変わらないということでございます。

○前田政明委員 ぜひ一貫して、しっかりと県民の支持のもとで、辺野古移設に関するすべてのことは、基本的には受け入れないという立場で頑張っていたきたいと思います。

陳情説明資料の87ページ、陳情平成23年第140号の東村高江区ヘリパッドについて、SACO合意は県内の負担軽減だということはもう破綻していると思うのです。実質的には古くなった米軍基地を、私たちの税金で最新鋭な基地にすると、それもほとんどが県内施設だというものだと思います。私は北部訓練場は無条件で全部返還すべきだと。そして、世界自然遺産登録を含めて、国立公園をもっと広げて、琉球諸島の自然環境を守ることが沖縄県の発展の前提だと思いますけれども、このヘリパッドの問題で、皆さんはオスプレイ配備に対しては反対だという立場を明確にしていますよね。

○又吉進知事公室長 開発初期に死亡事故を起こしている、さらにそのことで県民が不安を抱いていて、説明がない段階においては反対だと申し上げております。

○前田政明委員 皆さん質問を出していて、北部訓練場に関して危惧する点を、N4の近くや、山火事の問題とかその他質問をしましたが、それに対する回答はどのようになっていますか。

○親川達男基地対策課長 さきに沖縄県が提出しました質問書の中で、北部訓練場への影響ということで、オスプレイの具体的な運用上の問題等を質問したわけですが、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、この関連については米側に照会中のため回答できていない状況にあります。県としては、引き続き県民生活への影響など、十分な説明を求めていきたいと考えております。

○前田政明委員 先ほどの金武町の事件の件も、結果的には米軍が軍事演習上ということをして、真相をあいまいにしていると思っておりますけれども、この間さまざまな事件・事故で、米軍が沖縄県民の立場に立って回答したことはほとんどないのではと私は思うのです。また、沖縄県自身が、オスプレイがどうなのかということに対して、実質的に技術的なものを含めて確かめるものなかなか難しいと思うのです。しかし、オスプレイは墜落もある、自然環境を

破壊する、高熱を出す、山火事も起こりやすい。それから、すごい勢いで噴射する中で、CH53などの比ではないと。そうすると、皆さんが言っているようにN4の近くの県道をオートバイなどが通れば、当然事故になるといった形のもは共通の認識であるわけだから、そうすると私はこれまでの経験から、沖縄県民としては米軍がちゃんと説明をするかどうかは、信じられないと思います。ましてや、日本政府は沖縄県民をだましてきたわけです。1998年SACO合意のころから、オスプレイが配備されるということが明らかになっている。今それを言うと、まずいということで、ずっと隠してきたと。私が言いたいのは、防衛省を含めて、日本政府は県民をだましてきた。環境アセスメントの手続についてもオスプレイ配備を入れなくてだましてきた。そのような状況のもとで、県民生活に与える十分な説明を米国がやるということは不可能ではないかと思うのですけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイに関しましては、そういった疑念あるいは疑問があるということがまずございまして、それを問い合わせているわけです。したがって、この観点としましては、当然配備となれば普天間飛行場、普天間の上空が考えられるということで、宜野湾市とも連携しまして質問状を出しておりますし、さらに、東村ともしっかり話をしていくという中ででき上がった質問状でございまして、政府はこれに真摯に答える義務があると考えております。オスプレイに関して仄聞するところによりますと米側は、事故は初期だけで最近では起きていないとか、いろいろ言っているようです。しかしながら、そういった事実につきましても、現時点では県民に説明がないわけございまして、引き続き説明を求めていくというのが県の立場でございます。

○前田政明委員 皆さんは説明を求めていきますと言うのだけれども、実際的に普天間飛行場に配備された場合もそうなのですから、これは県民の生命にかかわります。このような場合に、米軍が実際上速やかに回答するというわけではないわけです。これまでの沖縄の歴史からすると。では、何をするかと。少なくともオスプレイが危険だということに関して、皆さんもそう思っている。それから、オスプレイ配備反対の決議が、東村はまだだと思っただけだけれども、金武町、国頭村、名護市、大宜味村といった周辺の自治体では、オスプレイは大変だということで反対決議も上がっています。そのような流れの中で、少なくとも皆さんがやるべきことは、この問題がはっきりと県民に納得のいく説明がなされなければ、その間東村高江区のヘリパッドの工事、これがオスプレイパッドになるわけだから、これは少なくともやるべきではないとか、しばらく

中止をなささいといった形で、皆さんが県民の生命、財産を守るという立場に立って、日本政府に表明をする。そのことが行政として対応すべきことではないのですか。

○又吉進知事公室長 お考えはお考えとして承っておりますけれども、やはり現時点でオスプレイを取り巻く事実がはっきりしていないということが、この質問状のきっかけでございますので、それをしっかりと踏まえつつ、北部訓練場のSACOの合意事項を進めるということについては着々とやっていただくというのが、現時点での県の姿勢でございます。

○前田政明委員 皆さんとしては危惧しているわけだから、少なくとも北部訓練場の過半の返還、SACO合意、仮に皆さんが百歩譲っても、皆さん自身としてはオスプレイが配備されても大丈夫なのだということが言えないわけですから、回答があっても今はまだ納得していない、引き続き求めますと。しかし、これまでも米軍の運用、安全保障条約その他地位協定を含めて、これを明らかにしないというのが米軍の対応であるわけですから、そのようなところに対しては、やはり沖縄県としては、県民の生命を守るためにはこれではだめですと。これまではヘリパッドだと思ってSACO合意云々とやってきたけれども、県民的な世論や県民の安全が守られない以上は、私たち沖縄県としては全面的に同意できませんと。繰り返しになりますけれども、改めて見直しをすべきだということは、検討する必要があるのではないですか。

○又吉進知事公室長 29項目の質問に対して、私がざっと見た限り、半分ぐらいしか返ってきていないわけございまして、これをしっかり見きわめていくというのが、当面県のとるべき方策であると考えております。

○前田政明委員 最後に、陳情説明資料の89ページ、陳情平成23年第150号をやって終わります。福島第一原子力発電所で事故が起こって、原子炉そのものが安全ではなくなりましたね。原子力発電所の先駆けは米国の原子力潜水艦に原子炉を導入したと。これは同じ軽水炉ですけども、同じ仕組みの原子炉。そういう面では、原子力発電所は安全だというのが崩れたように、原子力潜水艦の原子炉も安全だということは、もう成り立たなくなっていると思うのですけれども、基本的な認識をまずお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 県は原子力発電所、あるいは原子力動力の安全性につい

て、これを評価する立場にはございませんが、現実そこに寄港しているという原子力潜水艦につきましては、県民の生命と財産を守るという観点から、安全性の確保に最大限の努力を払うべきだというのが県の立場でございます。

○前田政明委員 その安全性を確保するという事は、具体的には何を根拠にそう言うのですか。

○又吉進知事公室長 原子力潜水艦の事故、あるいは原子力艦船の事故というのは、当然県民にとっては、非常に生命の危険をもたらす災害であると同時に、これは我が国、あるいは日米両政府にとっても、あってはならない事態であるということは当然のことでございます。したがって、この事態をとにかく100%避けるために、日米両政府の役割、責任は大変重たいということでございます。それを県は求めているわけでございます。

○前田政明委員 県議会でも、2008年9月17日に、米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故に関する意見書決議を行っております。それから1994年に、米原子力艦船寄港に伴う放射能測定調査拒否に関する抗議決議を行っております。それから、相次ぐ米軍事故に抗議し米原子力潜水艦寄港に反対する決議、1980年3月20日。これは、原子力潜水艦のアスプロ、原子力ミサイル巡洋艦ロングビーチなどのホワイトビーチへの出入りが激化し、同海域から平常値を上回る放射能が検出され、県民に大きな影響を与えたと。今後、原子力艦船は安全が確認されない限り寄港させないと。そういう面で、ヒューストンが冷却水漏れをしていたと。私も勉強不足ですけども、冷却水というのは原子炉の中を水で冷やすと。これが2年余り放出しっ放しだったと。そのことで外務省が、先ほどの1980年に測定をすると、米国政府がびっくりして、20メートル以内はだめだったのが、50メートル以内の空気の測定、放射能測定をしてはいけないという形で、実質的に日米の合意がなされているといった状況の中で、実際的な原子力艦船の放射能漏れは、距離が長くなればなるほど数値が小さくなるということは当たり前なので、これらの決議を踏まえて、沖縄県が申し入れをしている中身からすると私は原子力潜水艦も安全ではないと。そういう面で、政府は米国政府にしっかりと説明を求めて、その根拠は何かということをもっと強く言わないと、この間議会でもトマホークは広島型原爆の何倍かと、13倍以上ですと前の上原知事公室長が答えていますけれども、原潜というのは単なる放射能漏れだけではなく、いざという場合には、核トマホークなどを含めて配備される、核積載可能艦がどんどん入港しているわけですから。そういう面では、

今の福島第一原子力発電所の事故からして、もっと緊迫感を持って当たるべきではないかと思えますけれども、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 ヒューストンの事故のときには、県も強く抗議をいたしました。その安全性が確立されない限り寄港すべきではないということをお願いしておりますが、これは日々日ごろから、今委員がおっしゃったように、政府に対して緊張感、あるいは責任感を持っていただくという観点から、これは軍転協—沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、あるいは渉外知事会—渉外関係主要都道県知事連絡協議会の要請の中でも毎年言い続けていることをございまして、引き続き安全性が確認されない限り寄港すべきではない、あるいは、県としてはあらゆる安全対策を講ずるべきであるという主張をしております。

○前田政明委員 横須賀市、佐世保市では、市長などが、米軍にもいざという場合に避難訓練に参加すべきだということを書いて、米軍が参加していないのはけしからんということも書いて、それから先ほど言った福島第一原子力発電所の、子供たちのがんの検査などもしていただきましたけれども、最後にお聞きしたいのは、放射能測定器を沖縄県として幾つ持っていて、うるま市などの近くで実際上検査できる機器というのは幾つぐらいあるのですか。

○上原栄淳環境保全課長 うるま市にモニタリングポストということで4局設置していて、それで原子力艦船の監視を行っております。

○前田政明委員 私が言っているのはそういうことではなくて、いわゆるガイガーカウンターです。1つ50万円ぐらいするのですか。自治体として、沖縄県として、そういう定点のものではなくて、実際上いざという場合の対応として考えているわけで、どのくらいの機材を持っているのかと聞いているのですよ。

○上原栄淳環境保全課長 県で管理しているものは、先ほど言ったサーベイメーターというものがあまして、それが10台置いてあります。サーベイメーターとは放射能を測定するものです。

○前田政明委員 これは全県でですか、うるま市でですか。

○上原栄淳環境保全課長 一般的に放射能をはかっているサーベイメーターというものがあまして、それはうるま市の放射能測定の方に5台置いてありま

す。

○前田政明委員 全県で何台ですか。

○上原栄淳環境保全課長 先ほど言ったもののあとの残りは、表面汚染、要するに人に付着している放射能をはかるものがまた何台かあるということで、一般的に大気の中で汚染されている蒸気をはかるものとして、ガンマ線のサーベイメーターが5台置いてあります。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、県が保有しているサーベイメーターの台数を再度確認する。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ちょっと整理をさせていただきます。情報源が錯綜しまして、失礼いたしました。消防庁が平成23年6月1日現在で、NBC災害対応資機材保有状況調査というものをやっております。測定機器としては、個人用線量計と、いわゆるサーベイメーターと言われる放射線計測器の2つに分かれております。個人用線量計につきましては、66台。サーベイメーターにつきましては、いろいろな方式があるのですが、20台という統計がございます。

○前田政明委員 これはそろえるべきだということですか。

○又吉進知事公室長 これは現在県で保有していると一さらに、これは6月1日現在でございまして、またその後ヨウ素の問題とかが起きておりますので、若干数字は変わっていると思っております。

○前田政明委員 市民に配るヨウ素剤というのは、どの程度準備されているのですか。

○又吉進知事公室長 本会議で御質問いただきまして、その後調べておりますが、具体的な現在の保有量というのはまだ把握されておられません。余り用意さ

れていないというのが現状のようでございます。

○前田政明委員 防護服、防護マスクはどのくらいありますか。

○又吉進知事公室長 先ほどの消防庁の調査ですけれども、防護服は4種類ほどございますが、放射線防護服が18、陽圧式化学防護服が55、化学防護服が13、簡易型防護服が123となりまして、大体200台以上という統計が出ております。またマスクですけれども、酸素呼吸器が3、空気呼吸器が601、防じんマスク等が133、防毒マスクが239でございます、合計しまして1000台以上準備がなされているという数字がございます。

○前田政明委員 これはどこにあるのですか。どこに置いてあるの。

○又吉進知事公室長 具体的な場所は書いてございませんが、各消防本部が保有していると聞いております。

○前田政明委員 では、これを使った訓練その他は佐世保市とか、横須賀市では具体的にやられていますけれども、ちょっとわからないので、うるま市含めてこの防護服、ヨウ素剤、それぞれ状況に応じて対応することになっておりますよね。これに対して、沖縄県として国、それからうるま市と連携してやるよということ原子力災害応急対策計画（うるま市）ですよ。その他国のマニュアル含めて、私としては、それが非常に不十分ではないのかなと。そういう面で、原子力発電所の安全神話は崩れて、原子力潜水艦も寄港している中で、大変危険ではないのかなと思って聞いているのですけれども、そこはどうかのでしょうか。

○又吉進知事公室長 この放射線、原子力潜水艦の事故等に対する訓練ですけれども、これは主にうるま市と県との間で、協力して情報交換等をしているわけですが、図上訓練は年1回程度やっておりますが、実際に防護服を装着したという訓練につきましては消防の中でやっているようですが、まだ市町村と県でやったという事例はないようでございます。

○前田政明委員 ぜひ地元の状況を見て、本当に原子力潜水艦が安全だとはならない事故がいっぱいありますし、福島第一原子力発電所の事故に見られるように、安全だということで何ら住民が避難する経路もない。それから、バスや

その他公共交通の手続も全くやられていない。訓練もない。起こらないと思っ
ていて、結局はああいう大惨事になっていると。ですから、やはり起こり得る
ことは—これは起こってはいけないのだけれども、寄港もどんどんふえている
わけですから、福島第一原子力発電所の事故と同じ原子炉の事故ですよ。そう
いう面で、ここのところはもう少し今の状況を踏まえて、本当に住民が安全だ
と言える具体的な形の対応を横須賀市とか、佐世保市などの実施されている状
況も踏まえて、私は図上訓練だけではなくて、実際に住民の皆さんも含めて、
いざという場合に備えた訓練もやっておく必要があるのではないかと思います
けれども、最後にどうですか。

○又吉進知事公室長 原子力の問題につきましては、大変国民の間で意識が高
まっていて、この沖縄県も例外ではないということを踏まえまして、最も身近
な原子力災害というものは、沖縄におきましてはこの原子力艦艇でございます
ので、これまで以上に政府あるいは市町村と連携いたしまして、起こってはな
らない災害への対策に備えていくということは取り組んでまいりたいと思っ
ております。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時25分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 午前中、原子力艦船について知事公室長へ前田委員からたく
さんの質問がありました。1点だけ確認をしておきたいのですが、今、ホワイ
トビーチの周辺に測定器みたいなものは、何件あるいは何台設置されておりま
すか。

○下地岳芳環境企画統括監 午前中、環境保全課長から答弁があったように4
局ございます。

○仲田弘毅委員 これは、平敷屋自治会の西新屋自治会長がいらっしゃいますが、そことの連絡とか、そういったものはありますか。

○上原栄淳環境保全課長 原子力潜水艦関連での測定器ということで、4器測定しているのですけれども、今、測定されているのが、うるま市役所勝連庁舎の近く、公民館、あとホワイトビーチの栈橋に2つ設置して、常時監視ということでデータを持っております。委員がおっしゃったような公民館との連絡体制という形では今、行っていません。

○仲田弘毅委員 41市町村の中のうるま市、旧勝連町平敷屋地区は私の地域でありまして、そういった問題がどんどん大きくなっていきますと、地域住民の皆さんの不安というものは大変大きいわけです。ですから、県としては安全性が確認されることを最優先にするという答弁でしたので、実際にそういった面はしっかりなされていると思うのですが、ただ、前田委員からの質問の中で、対応対策の中で、現地での訓練が大変厳しい状況であるというお話でしたね。実際、現場での訓練がなされているかどうかという問題、これはしっかり地元あるいはうるま市とも調整しながら、地域住民の皆さんが安全安心に生活できるような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

もう一点ですが、陳情説明資料の80ページ、陳情平成23年第74号であります。米軍の飲酒運転関係を6月議会でも触れましたけれども、6月議会での県警察本部交通部の説明の後、米軍人軍属による飲酒運転、酒気帯び運転含めて何件ぐらいの摘発があったのか、お答えをお願いします。

○渡具知辰彦交通部長 米軍人軍属の飲酒運転の検挙状況についてお答えいたします。平成22年中、飲酒運転で検挙された米軍人等は67件です。これは総検挙件数が2269件ですので、米軍人等の占める割合は3%になっております。なお、本年8月末現在の米軍人等の飲酒運転検挙数は32件でありまして、飲酒運転全検挙件数1189件に占める米軍人等の割合は、2.7%でございます。

○仲田弘毅委員 飲酒等を含めて、米軍人軍属に対する講話などいろいろな講習が行われているという話ですけれども、6月議会の際に報告がありましたのは5月10日にホワイトビーチ、これは海軍。6月15日にはキャンプ・ハンセン、6月30日にトリステーションで陸軍を対象に行われたとのことですが、空軍がないのですけれども、実際これまでに行われてきているのでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 去年は延べ24回、9基地で1万1350人に対して交通安全教育をしたのですけれども、海兵隊が主で陸軍、海軍はあるのですが、空軍はございませんでした。ことしは、委員おっしゃるように計5回やっているのですけれども、それぞれ海軍、海兵隊、陸軍と。空軍はやっておりません。

○仲田弘毅委員 これは、エアフォースは綱紀肅正がしっかりでき上がっているからと理解してよろしいですか。

○渡具知辰彦交通部長 いいえ。私どもとしては、四軍全部に対して交通安全教育を実施したいということで、担当のほうも現在調整していると聞いています。ただ、ことし中に空軍がやるとは聞いておりません。

○仲田弘毅委員 この理由は何でしょうか。我々も新聞報道でしかわかりませんが、軍人の場合に飲酒運転、酒気帯び運転で逮捕されたというのは、余り空軍というのは聞かないのですよ。そういう綱紀肅正、教育がしっかりとなされているのかどうか。

○渡具知辰彦交通部長 しっかりなされているかどうかはわかりませんが、確かに飲酒運転等で検挙された米軍人等の被疑者を考えた場合、数としては海兵隊が一番多いと記憶しております。

○仲田弘毅委員 これは同じ米軍人の皆さんですから、質がどうのこうのとは余り言いたくないのですけれども、空軍の兵士でできることであれば、海兵隊も陸軍もみんな一緒にできると思うのですが、どうですか。

○渡具知辰彦交通部長 四軍は、それぞれ独自に内部の交通安全教育機関を持っていて、それぞれ独自にやっておりますので、全軍一堂にということはなかなか難しいと思います。ただ、私どもとしては、空軍を含めて四軍全体に対して今後も交通安全教育を呼びかけて、応ずるならばどんどんやっていきたいと思っています。その理由は、兵士はローテーションがありますよね。1回やったからオーケーというわけではございませんので、今後とも継続して続けていきたいと思っています。

○仲田弘毅委員 やはり機会あるたびに、ぜひそういった教育の徹底をやっていただきたいと思っています。

来る10月7日は、我々県議会で議員提案した飲酒運転根絶県民大会が浦添市で開催されます。その県民大会の中に知事、議長、村田県警察本部長も参加されると思うのですが、その中に米軍の責任者たる司令官などへの御案内はどうなっておりますか。

○渡具知辰彦交通部長 今、委員がおっしゃった県民大会は、7日ではなくて17日でございます。米軍司令官に対しての声かけはやっておりません。

○仲田弘毅委員 やはり綱紀肅正、沖縄のよき隣人として、沖縄において日本国の法律を遵守する意味からも、沖縄県民挙げて飲酒運転をなくそうという大きなイベントにやはり儀礼的にも参加して、協力の意思表示をしていただくと大きな力になると思うのですが、交通部長、どうでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 確かに御指摘のとおり、県民が飲酒運転根絶に向けてこのように真剣に対応していますよ、あなた方もぜひ、という意味では非常に有効だと思います。ただ、日本語ですから、向こうが通訳官も連れてきてという形にならないと、効果は十分ではないと思いますので、そこら辺も含めてまだ時間もありますので、検討して対応したいと思います。

○仲田弘毅委員 毎年1月前半に、沖縄県警察本部主催による年頭視閲式があります。毎年参加をさせていただいているのですが、そこには米軍の四軍司令官、トップの方々がいらっしゃるのです。これはやはり、沖縄県警察あるいは沖縄県知事の参加するイベント、沖縄県の大きなイベントだという意識づけだと思うのです。ですから、飲酒運転根絶県民大会も四軍の司令官の皆さんがいられるということは、兵隊にも大きなインパクトがあると思いますので、ぜひ交通部長、お力添えをいただいて、四軍の皆様にも声をかけていただきたい。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 陳情説明資料の11ページ、陳情平成20年第89号、この3にある兵舎の建設工事とか、造成工事とかは、現在どうなっていますか。

○又吉進知事公室長 済みません。今、詳細な資料を持ち合わせておりません

で、進捗状況につきましては、ここでは把握してございません。

○照屋大河委員 処理概要の中には、これは米軍再編として行われる米軍基地の再配置のための事業であって、普天間飛行場代替施設建設事業として行われるものではないという県の認識が示されているのですが、これについては普天間飛行場代替施設建設事業ではないと、明確にわかるような資料の提供とかがあったのですか。

○又吉進知事公室長 いかなる資料というのはちょっとわからないのですけれども、これは政府側の説明でございまして、おっしゃるような観点から、これはこうだとわかるような資料はなかったと思います。

○照屋大河委員 それに伴う造成工事などに対して赤土等の流出が懸念されると。県としては、それについて必要に応じて立ち入り調査や助言等を行っていきたくここに示されているのですが、先ほど進捗については、知事公室長の関係では把握していないとのことでしたが、環境のほうとして、これまでそういうことを行ったのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて手続がなされております。

○照屋大河委員 処理概要にも手続がなされているとは書いてあって、今後、必要に応じて立ち入り調査などをやっていきたいと考えていると示されているわけです。そういうことが行われたのかどうか。

○下地岳芳環境企画統括監 その届け出に基づいて、保健所の職員が現場を確認しているということでございます。

○照屋大河委員 知事公室長、環境のほうで確認しているということですので、もともと基地の中で進められる工事でなかなか見えづらいのですが、しっかりと進捗とか確認はしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 しっかり把握に努めたいと考えております。

○照屋大河委員 この工事が、米軍再編の一環だということの工事のようです

が、その再編に対する予算については日本側が幾らだ、米側が幾らだという取り決めがあったと思うのですが、その辺説明していただけますか。

○又吉進知事公室長 日米のロードマップによりますと、この時点でインフラ整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は60.9億ドルを提供すると。この日本側の負担につきましては、いわゆる司令部庁舎、それから教場、隊舎、学校等生活関連施設。これが財政支出でございまして、28億ドルを上限とすると。さらに家族住宅につきましては、出資、融資、効率化等で25.5億ドルと。インフラとしては7.4億ドル、合計60.9億ドルが日本側負担。米国側の負担としましてはヘリコプター発着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料弾薬保管施設など基地建設で、これが財政支出で31.8億ドル。あと道路等—これは融資等ですが、合計で51.8億ドルと。総額で102.7億ドルといった説明を受けております。

○照屋大河委員 先ほどのキャンプ・シュワブにおける兵舎の工事とか、今言われた説明では、県内の基地に再編のための事業の一環ということですよ。今言った予算の中で、沖縄県内に新たにつくられていく。これはどういう仕組みなのかなと思って。

実は、米軍移転費について、グアムに建設するものについて1000億円ぐらいが宙に浮いたままだと、手つかずのままだという報道がある一方、沖縄でも基地内で進められる基地建設という予算は執行されているわけですよ。その予算の仕組みはどうなっているのかなと思って、その辺を説明いただければと思います。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げたのは、グアムに移転するためのグアムに投入する経費が102億ドルだということです。現在、兵舎等の更新というのですか、そういったものがキャンプ・シュワブ内で行われていると承知しております。その予算額については、ちょっと資料がなくてお答えできないのですけれども、それはいわゆる日本側の負担で工事がなされていると聞いております。

○照屋大河委員 同じグアムで宙に浮いている予算も、日本が支出したものが米議会の仕組みの中で凍結されているというか、そういう実態だと思うのです。ただ、キャンプ・シュワブの中ではどんどん進められていくということなので、この予算のあり方も含めて—普天間飛行場代替施設に関するものではないとい

うことですが、先ほどの答弁のように、明確にそういうことが示されたものはないということです。しっかり予算執行のあり方も含めて、基地の中だから新たな工事がどんどん進めやすいという懸念もあるわけです。そういう意味では先ほど進捗も把握していないとのことですが、しっかり監視して、しっかり把握していくべきではないのかと。もう一度答弁お願いしたいと思うのですが。

○又吉進知事公室長 キャンプ・シュワブの中でそういう隊舎、兵舎の改築、新築が進んでいるということは承知してございます。一般論から申しますと、県は県外移設を求めておりまして、辺野古への代替施設の建設は事実上不可能だと言っているわけでございまして、その観点から申しますとやはり県としましても、疑念なしとしないということでございます。そういったことはきちんと把握に努めてまいりたいと思っております。

○照屋大河委員 その辺野古への移設は事実上不可能だと、大変厳しいというその中身は、V字案のことですか。陸上案などもありますね。そういうすべてを含めて不可能だということなのでしょうか。

○又吉進知事公室長 その形態のいかんを問わず、辺野古崎への移設は困難だと考えております。

○照屋大河委員 次に陳情説明資料の82ページ、陳情平成23年第84号にも絡んでくると思うのですが、先日訪米された際に米国の3有力議員が、辺野古は厳しいという姿勢を示したと。それに加えて嘉手納統合案の話があったと。これは本会議でも議論になりましたが、知事の答弁として、辺野古が厳しいという意見に至ったということは大変有効だと。それで、嘉手納統合という説明は辺野古に固執するのではなくて、柔軟に考えて嘉手納統合案を出したという認識だったのですが、その辺をもう一度説明いただけませんか。

○又吉進知事公室長 ウェブ氏、マケイン氏、レビン氏の3議員にお会いしまして、本会議で知事が答えたとおり、普天間飛行場の辺野古崎への移設は非常に困難だという見解が示されたと同時に、何とか現実的にこの問題を打開していくことがアメリカにも求められると。努力が求められるという中で、一つのアイデアというのですか、案として嘉手納飛行場への統合という話が出てきたという説明がございました。しかしながら、議員も現在の嘉手納飛行場が大変

な負担、地域住民との関係というものはよく承知していたと思います。つまり1足す1が2云々3という話が議員側からありまして、それは1より少なくなければならないということを、ウェブ上院議員はおっしゃっておられました。そういったことを総合しまして、それがまだ政府の意思になっていない一つの考え方もあるというレベルの話であるとおっしゃっていたのですが、県として、嘉手納飛行場の負担を考えると、嘉手納統合は困難であるということはいえ、あえて申し上げたわけでごさいます、そういう意味では今、嘉手納統合案が実際に検討されている段階ではないという感じも受けました。

○照屋大河委員 先ほどのキャンプ・シュワブの予算執行のあり方も含めて、現在ある基地の中に新たな工夫をして、負担軽減になるとか県民には説明がありますが、基地の作業を進めていくというのは、グアムの予算の使われ方あるいはキャンプ・シュワブの予算の使われ方からして、既存の基地の中でやってしまうのは意外と簡単ではないのかなという印象があったわけです。そういう意味では、柔軟な発想の中でいろいろな問題提起をする嘉手納統合案という発言であったとしても一知事はしっかり言ったということではあります、これは地域の抱える不安は非常に大きいわけですから、しっかりこの点についても、この動きに対して監視、注目していくべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 3議員のお話をお聞きしたということで、現状は政府においてこの統合案が進んでいるという認識はございませんけれども、基本的に委員おっしゃるように、嘉手納飛行場は現在でも大変な負担を抱えているという原点に立てば、その統合案が実際にできるという見通しは全くないと考えておりますので、きちんと情報収集はしていきたいと思えます。

○照屋大河委員 本会議でもありましたが、先ほど地域の抱える不安は大きいと申し上げました。知事は、普天間飛行場の辺野古移設については不可能だ、県外を求めていく、早期の返還を求めていくという発言に終始して、その他の地域はどうかというときに、非常に言葉を崩してあいまいな表現に聞こえたわけです、私たちとしては。そういう意味では、嘉手納統合あるいはキャンプ・シュワブの造成工事も含めて、県内ほかの地域に対する県民の負担には明確に答えていくべきではないかなと思えます、その点いかがですか。

○又吉進知事公室長 知事の発言の印象という点でいろいろあったと思えます

けれども、基本的にいかなる案であっても一度そこを考えてみるということでありまして、今までそのように県は取り組んできたことですが、やはりこの問題の原点が普天間飛行場の危険性を除去するためにはどうしたらよいかと。ありとあらゆる方策を考えようということの一つ一つつぶしていったところ、かつてやむを得なかったという姿勢であった辺野古崎移設も、現時点では客観的に見てこれはほぼ不可能だということを申し上げているわけでございまして、そうやって一つ一つ考えても、県内には移設できる場所はないということが知事の考えだと思っております。

○**照屋大河委員** 例えば名護市長は、陸にも海にもつくらせないという本当にわかりやすいメッセージだと思うのです。確かに知事公室長が言っていることもわかりますが、そういう意味では、基地の集中する沖縄で普天間飛行場の移転もなかなか進まない、そのまま15年にわたって残っていると。あるいは、またいろいろ出てくるわけですよ、相変わらず統合案とか。そういう意味では明確なメッセージが必要だと思いますので、その辺もしっかり検討していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**又吉進知事公室長** 名護市長は名護市長としての明確なメッセージを出しているものと承知しておりますけれども、県知事とは若干立場が違う面もございまして、知事は知事としていろいろな案を考えて、客観的に不可能だ、事実上不可能だと申し上げているわけでございまして、その姿勢は変えずにしっかり日米両政府に求めていきたいと考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○**桑江朝千夫委員** 陳情説明資料の63ページ、陳情平成22年第197号嘉手納基地滑走路に関する事で、少しわかりにくいので質疑をさせていただきます。昨年9月から改修工事を行ったということですが、現在の状況はどのようなものなのでしょうか。

○**親川達男基地対策課長** 嘉手納飛行場の滑走路改修工事は昨年から、両方で18カ月の工期ということで、先に南側の改修に入りまして、既に終えております。現在、北側滑走路の改修工事を行っております、滑走路の運用としては、現在南側1本の運用となっております。

○桑江朝千夫委員 工事は1年を過ぎているのですが、この間、特にこの工事から発生する騒音、あるいは粉じん等、そういった被害というものはありますか。

○親川達男基地対策課長 この滑走路の改修工事で、1本の共用で仮に滑走路が閉鎖された場合の代替地が普天間飛行場だという議論がございまして、その当初のときには所属のF15が普天間飛行場に着陸した事例がありましたけれども、その後F/A18ホーネットがダイバートで1度着陸したことがありまして、その辺の影響はございました。

○桑江朝千夫委員 今おっしゃったダイバート等、現在どのような状態ですか。

○親川達男基地対策課長 その後、この滑走路閉鎖に伴うダイバートという報告は受けておりません。

○桑江朝千夫委員 嘉手納飛行場の中での、海軍機の駐機場というか洗機場はどのような状況ですか。

○親川達男基地対策課長 嘉手納飛行場の騒音軽減措置としまして、嘉手納町屋良地区に隣接しております海軍駐機場の移転が、滑走路の向かい側、沖縄市側へ決まっております。現在政府によりますと、移転先での磁気探査とかそういった整備が開始されたという報告を受けております。

○桑江朝千夫委員 これからこの工事と、海軍の駐機場—これは駐機場でいいのですか。

○親川達男基地対策課長 海軍の飛行機が駐機場で、エンジン調整などで騒音が激しいということがありますので、その駐機場が滑走路の向かい側に行くと、そのエンジン調整の音が軽減されるということで、駐機場で結構でございます。

○桑江朝千夫委員 嘉手納基地周辺、沖縄市中部でうわさといひますか—事情通からのうわさなのでしょうね。そういった嘉手納飛行場の整備をして、嘉手納統合案と絡めて不安があることは事実なのです。嘉手納統合案は許されないということで、ニュースなどでも米軍の司令官でしたか—本国の方が嘉手納統

合案を検討しないということによって決まったようであるのですが、知事公室長、先ほど照屋大河委員の御質疑にもあったのですが、辺野古の造成の件でも、これは移転のための事業ではないということだったのですけれども、この改修工事、海軍の駐機場の移転等も、嘉手納統合案のためではないという明確なメッセージというものを、米軍側から言わせることはできないのですか。

○又吉進知事公室長 駐機場移転の問題は、嘉手納統合案の云々の随分前に一時期は忘れましたが、P3のエンジン調整音が夜間に非常に激しいという、住民からの苦情なり、あるいは要望があって、それにこたえる形で、日米合同委員会で決定されまして、沖縄市側に移すという合意がなされたと聞いておりました、現在取りざたされている嘉手納統合案とは無関係のものであると承知しております。

○桑江朝千夫委員 この駐機場は、私も沖縄市議会議員のときにある程度把握はしています。私は手法として言っているわけなのです。嘉手納統合案というものはあり得ないということは表明してもらいたいのですが、米軍側から直接的なことは言えないにしても、個別具体的に、この滑走路の改修工事は、嘉手納統合案でのことでは全くないということを表示させてはいかがですか。そうすると、空軍側が嘉手納統合案はなしということの一つ一つ言わせることが一つの方法であり、我々住民の不安を取り除くことにならないかなと思っているのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 嘉手納統合案につきましては、私の知る限り、過去に何度も浮上して、SACOの時代、あるいは米軍のロードマップ一再編実施のための日米のロードマップの時代にも議論がされたと聞いております。その都度、むしろ米軍内部、空軍からの反対があって、これはできないという結論に達したものと承知してございます。私どもが米国に行っているところでは、議会の3議員の提案として提出したと。そこに軍事委員長のレビン氏が入っていたものですから、レビン氏が議会の公聴会で、これはどうなっているかと聞いたところ、カーター次期副長官が、これはオン・ザ・テーブルと言ったということがございました。そのようなことを含めてすべて聞いたのですけれども、政府の中でこれが案として検討されているという形ではないと、あくまで提案として承っているということとございました。したがって、軍も含めて米政府で嘉手納統合案が検討されているということはないと認識しております。

○桑江朝千夫委員 これは本会議の質問等への答弁でも聞こえてきたのですが、よくわかります。改めて言うのですが、手法として当局側が、嘉手納統合案はないですよ、案自体を抗議するといった直接的なものではなく—それはやらないはずですから。ですから、地域住民が不安に思っているこの改修工事が、嘉手納統合案につながらないですよねということで、米側、あるいは四軍調整官、空軍にそういった方法で、嘉手納統合案に関連するものではないという答えを引き出すことができないのかなと思っているのです。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 海軍駐機場は先ほどのような事情で、やはり負担軽減という観点で行われることをございまして—これも仮定の話ですが、嘉手納統合案と関連するようなことがあってはならないわけでございます。そういったことにつきましては、委員御指摘のとおり、関係者、司令官、あるいは米政府関係者にもしっかり念は押したいと思っております。

○桑江朝千夫委員 改修工事等すべてのものが、嘉手納基地も加重負担、機能が強化されるのはまかりならぬわけですよ。そのためにも、この滑走路と嘉手納統合案はなしというのを空軍側に、言質をとるべきだと私は思います。いろんな方法を使って、嘉手納統合案はなし、検討もしていないということへの言質をとるべきだと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情説明資料の88ページの陳情平成23年第144号で、知事はこの間米国で講演をされて、普天間飛行場の県外移設を求めるということを表明されました。そのときの講演の中で、沖縄県が求めるものとして、まず普天間飛行場を県外に移設するというものが主な趣旨なのか、もっとほかに、沖縄県の立場として知事が求めたものは何かありますか。

○又吉進知事公室長 講演の趣旨が普天間飛行場の問題でしたので、普天間飛行場を主に申し上げたわけですが、その冒頭に知事から、沖縄県の端的な問題として、基地の整理縮小を求めている、基地から発生する事件事故を解決することを求めている、日米地位協定の見直しを求めているという、この3点を明

確に申し上げてございます。

○新垣清涼委員 この陳情の趣旨からして、今おっしゃるように、普天間飛行場の県外移設、そして事件・事故の解決、地位協定の改定という、この3点に絞れば、私は多くの県民がその3点に集約して、その3点だけを求めて、この趣旨にある大型の要請団、あるいは沖縄の現状を訴える要請団としてまとまるのではないかなと思っていますが、先ほどは違う返事がありましたので、その3点に絞ってやるとどうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 過去にも県議会と連携して、知事が一大田知事の時代だと思っておりますが、そういう訪米を行ったということもございます。したがって、効果は十分にあると考えます。しかしながら、現在沖縄で起きている事態をいかに伝えるか、どれが効果的かという議論はやりましょうということで、再三本会議で御質問をいただいたときには、お話は聞きましょうということで市町村等にも申し上げてございます。したがって、そういった議論をしていくことは重要だと思っております。

○新垣清涼委員 それは検討していくということでもいいのですか。

○又吉進知事公室長 検討してまいります。

○新垣清涼委員 次に、陳情説明資料の85ページ、陳情平成23年第139号オスプレイ配備について県の立場としては、県や宜野湾市が米軍に行った質問に対してしっかりした返事が来ていないということで、今反対ですよ。その確認から。

○又吉進知事公室長 開発初期に死亡事故を起こしているといった情報しか現在はない状況では、反対をせざるを得ないということでございます。

○新垣清涼委員 そこで今、日米両政府は知事が米国で普天間飛行場の代替施設を県外に求めた同時期に、総理や日本政府の代表は米国に行って、日米合意という、要するに普天間を辺野古に移すということを確認し合っているわけです。県民からするととんでもないという話ですが、県としても普天間飛行場の固定化はあってはならないということの方針としています。それで、いよいよ来年にオスプレイは配備されます。後半とは言っているのですが早まるかもし

れないと、いろいろなニュースが来ています。あるいは削減するということがもうわさになっています。県としてどのようにとらえていますか。来年まで待つとオスプレイが配備されるのだけれども、それまでに普天間飛行場の固定化を取り除く方策というのは持っていますか。

○又吉進知事公室長 これをこうすれば普天間飛行場の固定化は避けられるという具体的な、あるいは実効性のある策は、今県が持ち合わせているわけではありません。これが現実です。しかしながら、オスプレイに関しましては、これは恐らく説明が可能であろうと。県が出した29項目は。それに答える必要があると考えているわけでございまして、例えばオスプレイは安全だという説明をしている。つまり、最近は事故が起きていない、ふぐあいは解消された。ならば、どのように解消されたのかという説明がやはり必要であると考えております。それもなされていないわけでございまして、それでは初期の、我々が判断した死亡事故というものの不安、恐怖というものはぬぐえないわけでございまして、そこはしっかり説明をしなさい、事実を持ってきてくださいと再三申し上げているわけです。

○新垣清涼委員 その回答というものは、期限を決めて求めていらっしゃるのか、今防衛省はさらに米軍に問い合わせするとおっしゃっているみたいですが、その回答はいつまでか、はっきりしているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 具体的にいつまでとは申し上げておりませんが、当初一、二カ月あればできるのかという考えもございました。しかしながら、現時点でまだ出てきていないということで、9月1日に一応回答は返ってきたのですが、まだまだ不十分だという認識でございますので、引き続き求めていくということでございます。

○新垣清涼委員 防衛局もそうですし、今の政府の態度というものは非常に不親切といいますか、自分たちに都合のいいことをずっと先送りにしながら対応しているのかなという感じを受けるわけです。ですから、この件もそうですし、MV22オスプレイの件もそうですし、普天間飛行場の固定化についても、辺野古移設をしないと固定化するみたいな、本当に恫喝ともとれるような表現があったり、県民はかなりこのことについて、いらいらをし始めているのではないかなと思っているのですが、県としてこの対応について、もっと政府としっかり話を進めていただきたいと思うのですが、その辺どうなのですか。

○又吉進知事公室長 確かにMV22オスプレイの例一つとりましても、これは事務方のレベル、課長、知事公室長と防衛の幹部でありますとか、そのレベルに応じて話し合いはしております。ただ、やはり現実には知事の言葉をかりれば、のれんに腕押しということです。基地問題がほとんど進展していない、解消していないのが事実でございます。それを考えますと、県は余りそのような表現はとらないのですけれども、強く県として、地方自治体なりのスタンスで臨んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員 ぜひもう少し国に誠意ある態度、皆さんもこの処理方針などで、国がもっと誠意あるようにとか、真摯な取り組みをとった表現をされていきますけれども、なかなか国のそのようなものは見えてこないわけです。ですから、日米地位協定の問題にしても、国は米国に対して日米地位協定の改定を提議するとおっしゃっているのですけれども、それをいつやるのか、どのようなことをやるのかも明らかにしてこないわけですね。それは何か出ていますか。

○又吉進知事公室長 出ておりません。

○新垣清涼委員 そういうことも含めて、基地問題、日米地位協定の問題、事件・事故の問題でも、なかなか解決しようという意識が感じられない、我々県民としては。ですから本当に知事がおっしゃるように、このことにしっかり日米両政府が取り組む姿勢を見せないと、県民のフラストレーションは最高に達しますよと。日米安全保障条約もこのような状況では運用できなくなりますよといったことは、県民の中でだんだん広がっていくのではないかなと思っています。ですからぜひ政府に対しては、しっかりと一つ一つ階段を上がるような形で解決していきましよう、皆さんもそのようにやってほしいということをお伝えさせていただきたいなと思っています。

それからあと1点、陳情説明資料の6ページ、請願平成20年第1号のアスベストの処理の件なのですが、適切に処理されているものと処理方針に書いてあるのですが、そのアスベストの性質について教えてほしいのですが、これは焼却すると消えるものなのか、それとも、何かに封じ込めてどこかに置いておくとなっていると思うのです。適切な処理というものは、どのような性質なのでしょう。

○下地岳芳環境企画統括監 アスベストというものは、身近なもので言えば、学校の理科の実験で石綿、ランプの上に敷いてフラスコを置くときに使うものとか、耐熱性にすぐれているということで、委員がおっしゃるように燃やして消滅するというたぐいの性質ではございません。大きく分けまして、飛散性のもの、飛び散るといふ部分ですね。これは、アスベストが人体の健康に物すごく大きな影響を及ぼすものです。それから一方で、非飛散性というものがあります。非飛散性については、県内で埋立処理は可能でございます。飛散性については、県内では処理する施設がございませんので、県外に搬出されて適正処理されているということです。

○新垣清涼委員 皆さんが適切に処理されたとなっているのは、どのような性質のもので、どのように処理されているのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 私どもが適切に処理されたと言っているのは、アスベストが含まれている建築物を解体するときに、届け出というものがございます。その届け出を適切に行って、それによって飛散防止の対策がじかにとられているかどうかを確認するということと、それからその建築物から除去されたアスベストについては、その性質が飛散性なのか非飛散性なのかという部分によって、その処理方法を指導しているということです。非飛散性については、先ほど申し上げたように県内でも処理が可能です。飛散性については県外に搬出という指導をしています。

○新垣清涼委員 ここにアスベスト濃度測定結果等の資料提供があり、一般環境レベルであったことからということになっていますが、それは資料提供なのですか。それとも皆さんが現場にいらして調査をされた結果なののでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 沖縄防衛局から提供された資料でございます。

○新垣清涼委員 これは皆さんのほうで、そのような調査というのはいかなるのでしょうか。機関対機関ですから、もちろん皆さんは政府の対応を信用してということになるわけですが、この間の議会でもそうだったのですが、枯れ葉剤の問題にしても、あれだけ証人というか、埋めたとか使ったとか、そのような計画があったという報道があるにもかかわらず、県が問い合わせると、そのような計画はなかったと。米国は知らない、使っていないのだという言い方をしているわけですよ。報道によるとです。私が知る範囲はそれだけです。

から。このアスベストにしても、このような数字だったというのは、どこをはかってこの数字になったのか、本当にそこにあったものを撤去して、それを調べたのか。どの範囲であったのかということは、県民の健康を守るという意味で、ぜひ皆さんも一緒に立ち会いで調査する方法はとれないものかなと思って

○下地岳芳環境企画統括監 前段のアスベストについては、ちゃんとした届け出がございしますので、届け出をした事業者が、ちゃんとそのような、労働者の安全確保のための環境や、あるいは環境に対する飛散防止の対策とかをとらなくてははいけません。とったものについて、データで示すというのは、事業者の責務でございします。もし向こうから特別に県も立ち会ってと言うのであれば、それは応ずることは可能でございしますけれども、一つ一つの事例に対して対応してはございしません。それから、後段の枯れ葉剤につきましては、それは当然、おっしゃるように我々としても現況把握が必要と思っておりますので、立ち入りを求めたり、あるいは場所が確定されているのであれば、その場所から基地近くの周辺環境の把握は我々の責任でございしますので、それは調査をいたします。

○新垣清涼委員 今調査しますとおっしゃるのだけれども、調査はされているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 枯れ葉剤につきましては、以前に新聞報道等があったときに、私ども環境サイドとしましては、北部訓練場の周辺の公共揚水機の調査は実施しております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 陳情説明資料の25ページ陳情平成21年第114号なのですが、まず普天間飛行場の固定化について、県は処理方針で、あくまでも普天間飛行場の県外移設を求めるとのことなのですが、この辺野古移設については、民主党政権が誕生して、鳩山総理が迷走に責任をとってやめるということでここまで来ていると思うのですけれども、新しい内閣になって、これから沖縄にかかわる外務、防衛大臣、担当大臣等がいらっしゃるのですけれども、県は今の閣僚、総理を含めて、沖縄では普天間飛行場に関しては移設ができないというこ

とをしっかりと伝えるとは思うのですけれども、今の閣僚等の発言は、辺野古という方向性がいろいろな形で報道されているのですけれども、普天間飛行場に関しては真っ向から対立しているような感じがするのですけれども、打開策というのは、県は今どのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 明らかに日米両政府は、この合意を推進する、そのために沖縄県の理解を求めるということを言っているわけです。このことにつきましては、県は県外移設を求めるといふことですから、全くかみ合っていないといふことですのでございます。したがって、やはり普天間飛行場の部分で日米合意を見直していただくと。ロードマップ—再編実施のための日米のロードマップ全体としては基地負担の軽減につながる人が多いので、それはそれで尊重しているのですけれども、辺野古というのは見直していただかなければならないといふことです。さりながらこれは国家間の約束事ですので、大変困難であるといふことは承知しております。しかしながら、ありとあらゆるといいますか、地方自治体としてできることをすべてやっていく。あるいは県民のコンセンサスを得るといったことをやりながら、合意の見直しといったものにつなげていくというのが、今の姿勢でございます。

○上原章委員 先ほど知事公室長は、県民の、また県の思いを伝えることは大事なことだと、私もそう思うのです。かみ合わないものがあるとは思うのですけれども、ただ今の政府、特に新しい内閣が、このまま辺野古を押し通そうとするのであれば、基地そのものの、県民全体での反対運動につながりかねないというぐらいの危機を、県はしっかりと伝えて認識させる必要があると思うのです。いろいろな考え方がいろいろな形の報道がある中で、沖縄県は新しい振興新法、また沖縄の予算の国との折衝の中で、基地についても、これまでのような沖縄の振興策をやれば、最終的には受けざるを得ないようなところも見え隠れするので、今回もそのような認識でくること自体が大間違いだというのは、しっかり県は発信すべきではないかと思っておりますけれども、改めてお聞かせ願えますか。

○又吉進知事公室長 御質問の趣旨がいわゆる基地と振興のリンクという意味であれば、従前言っているとおりこれは別ものであると。基地とは別に日本政府は沖縄県の振興に取り組む必要があると、責任があるといふことを申し上げているわけですのでございます。再三、内閣が変わるたびに県は申し上げているわけですのでございまして、この辺野古の移設は事実上不可能であると。仮にこれを強行

した場合というのは知事がアメリカでも講演しておりますけれども、これはもう大変な反対運動が巻き起こるであろうと、はっきり言っているわけです。したがって、そういうところを御理解いただかなければならないということで、その努力は進めていきたいと思っております。

○上原章委員 よろしくお願ひします。次に、陳情説明資料の90ページの陳情平成23年第156号、この細切れ返還についてなのですが、過去これまでこういったケースというのはありましたか。

○親川達男基地対策課長 このような一部返還に関して、継続使用を求めるといふ事案については過去に嘉手納弾薬庫の沖縄市側の部分がございます、これが返還されて自衛隊のほうで引き続き使用したという事例がございます。

○上原章委員 陳情ではこの12月が継続使用期限ということで、これは今回、地元から出ているのですけれども、処理方針では地元市町村との意向を踏まえ、国は誠意ある対応をすべきだと。これはこのままでいくと継続にならないということなのですか。

○親川達男基地対策課長 このキャンプ・ハンセン斜面地の返還についてはこれまで継続使用の更新が過去2度行われております。その中で1回目は5年間の延長だったのですけれどもその間、跡地利用計画に努めるという内容でした。2回目についても引き続き跡地利用ということなのですが、今回地元の意見ではそういった面積では跡利用計画は困難だということで、国、防衛側には継続使用を望んでいるということでございますけれども、現在のところ使用期間はことしいっぱいということになっておりますので、この間にやはり日米の政府間協議を行う必要があると思ひます。

○上原章委員 これは具体的にその協議は予定されているのですか。

○親川達男基地対策課長 今回名護市議会からも要請がございます。名護市長は沖縄防衛局に継続使用の要請を行ったということを確認しておりますけれども、政府側の動きについては今のところ確認しておりません。

○上原章委員 そんなに日にちもないので、こういう処理方針も出されているわけですから、しっかりこの趣旨を踏まえてこれは県から正式に求めるべきで

はないですか。

○又吉進知事公室長 このような処理方針で終わっているのは、名護市は名護市としてあるいは政府は政府として、跡利用計画というのは基本的に地方自治体がつくるということになっておりますから、そのあたりの詰めがなされているかどうかということを県としてしっかり把握し、適切に対応していきたいと考えております。

○上原章委員 その辺の内容をもう少し確認していただいて、特に跡利用の計画を含めて一非常にこれは重い内容だと思うので、県はしっかり地域を守る意味でも進めていただきたいと思います。

最後に、陳情説明資料の91ページ、陳情平成23年第157号のキャンプ・シュワブの山火事の件です。今回5時間以上も燃え続けてことしに入って5回と、7月だけでも2回ということですが、この実弾射撃訓練によることが原因と連絡があったということですが、ことしに入って5回すべて射撃訓練が火元になっているのですか。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・シュワブの山火事については原因が実弾射撃訓練というもの以外に訓練というのが1回ございました。その詳細については明らかにされておられません。それ以外については実弾射撃訓練ということになっております。

○上原章委員 今回、久志岳中腹から上部斜面付近、バックストップから大きく外れた場所ということなのですが、これは射撃場から大分離れたところということですか。

○親川達男基地対策課長 レンジ10はキャンプ・シュワブの山手のほうに行くのですけれども、実はその付近ということで、どの距離かというのは、県として詳細は把握できておりません。

○上原章委員 陳情で明確に久志岳中腹から上部斜面付近バックストップから大きく外れた場所と書いてありますけれども、この辺の確認はされていないのですか。

○親川達男基地対策課長 いわゆる施設外からは確認できるのですけれども、

その部分だというのは確認できていません。

○上原章委員 私が聞いているのはこのレンジ10から大分離れたところなのか、それともレンジ10の近いところなのかぐらいはわかりませんか。

○親川達男基地対策課長 レンジ10はいわゆる射撃場なのですけれども、恐らく着弾付近だと思われます。付近ということでこの一帯ではあるのですけれども、明確な距離とかいったものは把握していないということでございます。

○上原章委員 今回の焼失面積が2万平方メートルということなのですが、こういった山火事というのは地元では本当に毎年起きていると、ましてやあれだけの山林というのか、そのまま鎮火を待つぐらいの本当に大きな山火事になっていると思うのです。明らかに射撃訓練が一つの原因ということですから、県としてもどこがどのように燃えて、どのぐらい環境に影響があるのか、ましてやこれが民間に近くなる可能性もあるわけですから、実態はしっかり把握していただきたいなということと、今回レンジ10付近の山林というのは農業用ダムへの流入水量を確保するところということで、特に環境のほうにも処理方針は出ていますけれども、公共用水域の監視を今後とも行くと、これをもう少し具体的に教えてもらえますか。

○下地岳芳環境企画統括監 河川の水質の常時監視として定期的に公共水域の水質測定をしているわけです。そういうことを言っております。

○上原章委員 これまでこういう山火事の後、こういった赤土への影響、流出というのはあったのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 要請の内容ですけれども、今回7月21日に火災があったと、その事実確認について事務局の名護市に確認したところ当日は雨が降っていませんので、いきなり赤土が流出したという事例はございません。一般的に考えて森林面積がなくなるということは裸地面積がふえますので、そこに砲弾が落ちて逆にその土壌の改変でもあったらそれが大雨等によって河川流域に流れ込むということで我々はいつも言う処理方針を書いてございます。

○上原章委員 県には赤土防止条例ということで、基地内への立ち入り調査ということもあるのですが、これは該当しませんか。

○下地岳芳環境企画統括監 沖縄県赤土防止条例というのがございまして、あくまでも工事に伴うものの規制でございまして、1000平米以上の土地を改変するときにはその届出の対象ということになります。

○上原章委員 対象にならないということですか。

○下地岳芳環境企画統括監 そういうことでございます。

○上原章委員 工事によるということは理解するのですが、これだけの山林が燃えたということですが、先ほど来、公用用水という水域の監視は大事な皆さんの責任だと思っておりますが、これだけの面積が燃えて、明らかに赤土の流出に影響すると想定されるものは、皆さんとしては実質調査できないということですか。

○下地岳芳環境企画統括監 米軍基地に係るそういった事件・事故があったときの環境上の対策・調査については、当然防衛局とかを通じて立ち入りを求めます。ところがなかなか立ち入りというのは難しいというのが現状でございます。

○上原章委員 ことしに入ってから、5回、7月も2回とこれだけの大きな範囲で燃えているということですから、県はしっかり防衛局を通して立ち入りを求める必要はないですか。

○下地岳芳環境企画統括監 機会あるごとに対応していきたいと考えております。

○上原章委員 よろしくお願ひします。最後に知事公室長、こういった環境が破壊されているのは間違いないので、こういった山火事というのは一基地内ではありますけれども、これは燃えてそのまま放置されるのですか。それとも、この山林の回復的なそういった取り組みもされているのですか。

○又吉進知事公室長 米軍によれば、ちょっと今は詳細な資料はありませんけれども、そこの回復のために種をまいたりとか、そういうことをしているという説明を受けたことがございます。実態としては自然回復というのですか、そ

ういうのにゆだねているような状況でしょうけれども、今国内法が及ばないという部分がございますので、なかなか管理が難しい面もあるのです。県としましてはそういう回復も含めてしっかり物は申していくということを考えております。

○上原章委員 このレンジ10のある場所に入ったことはありますか。

○又吉進知事公室長 ございません。

○上原章委員 辺野古のレンジ10は沖縄県の不発弾の処理場にもなっているのです。本当にすごい荒野というか、広いところなのですけれども、基地訓練場として多くの山林が本当に見る影もないところだと思っております。こういった本来あってはいけない、ある意味では人災です。それを地域の方は遠くからですけれども、目視するような感じなのですけれども。県民としても訓練が理由で山が燃えるというのはこれは我慢できない部分なのです。ぜひ知事公室長としても日米両政府にはこういったことは強く抗議をして、今後ないようにしていただきたと要望して終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情説明資料の89ページ、陳情平成23年第150号原子力艦船の寄港等に反対する意見書採択に関する陳情。県の処理概要を見ていると知事公室の処理概要しか載っていないのですが、東日本のあの被害を見ても、今あらゆる被災地ではモニタリングされているわけです。そして今、沖縄県にこれだけたくさんの原子力潜水艦が入港してきている。その航路というのはチェックされたことございますか。

○又吉進知事公室長 基地対策課でもそういう研究をしているところですが、これは運用にかかわるということで潜水艦の運用に係る情報は一切公開されていないというのが現状でございます。

○玉城満委員 急に港にあらわれるわけではないわけだから、どの辺から入ってきているというのはわかりきったことだと思っております。何が言いたいかというと、よく漁業の皆さんからも聞いたりするのです。生態系のチェックとかそ

ういうものはどうなっているのか。だから環境生活部の中でももう少し原子力潜水艦が入ってくるというのを意識した新たなモニタリングを少し考えていただかないといけないのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 原子力潜水艦の入港時に県に情報が入りますと、調査員が現地に張りついて入港から出港後までの水質調査とあるいは待機の監視等をやっています。

○玉城満委員 僕もわかりますよ。僕が言っているのは何かといいますと、漁業関係者の皆さんが年々生態系が変わっていると。例えばことは、うにが全然とれなかったとか、そういう因果関係のところまで調べるのが必要になってきているのではないかという気がするのです。あとから万が一漏れたということで調べるのではなくて、今何回か入港を許してしまっている。あの辺の海域当たりの調査をもう少し幅を広げて調査をする必要があるのではないかとっているのです。その辺はいかがなものでしょう。

○上原栄淳環境保全課長 今委員がおっしゃった生態系への影響というよりはホワイトビーチ周辺の海域の魚類とか、なまこ海藻類とか、そういうものに含まれる放射能の測定というのを年に4回、毎年やっています。それでそういう魚介類に対して放射能が漏れているとか、そういうものは測定しているということになります。

○玉城満委員 わかりました。もう少し力を入れてやっていただきたいと。ちらほらあの辺海域で漁業に従事されている方たちから、少し不安な声が聞こえてくるものですから、やりすぎということはないと思いますので、やっていただきたいなと思います。それともう一点、陳情説明資料の85ページ、陳情平成23年第139号、このことに関しては普天間基地の嘉手納統合案に断固として反対することとございます。ここで処理概要に過重な基地の負担とあるのですが、知事公室長、負担軽減という認識は何が負担軽減なのかという、質問してみたいのですが。例えば現在の普天間飛行場が離発着が2分の1になれば、これは負担軽減になるのですか。

○又吉進知事公室長 その簡単にこれはお答えしにくいのですが、例えばそれで騒音が目に見えるほど減ったというようなことがあれば、それは一定の軽減であろうと思います。

○玉城満委員 もう一つ、嘉手納飛行場が2分の1に減ったらこれはまた負担軽減になると、今の意見を参考にするとして。例えば1足す1が0.5になったとしましょう。統合案になったとして、仮定ですけれども。仮定には余り答えないと思いますけれども。そのうちに0.5になったらこれは負担軽減になるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 数字上はそういうことになろうかと思いますが、当然この基地負担というのは単に測定できることだけではなくて、地域住民の感情でありますとか、あるいは不安感といったものもありますので、単純に数字が減ったからといってその分負担軽減というようなことは言えないと思います。

○玉城満委員 辺野古に対する言葉がどんどん変わってきたのですが、極めて困難から、実現不可能になったわけですよ。辺野古が実現不可能という表現になりました。そして嘉手納統合案に関しても実現不可能という表現にしたとしても、別に差しさわりののではないかなと思うのですが、その辺ははっきりした実現不可能という表現がまだ聞こえてきていないというところに僕はどこか、負担軽減の落としどころというものを県はちょっと意識しているのかなという気がするのですが、その辺のところはいかがなものでしょうか。

○又吉進知事公室長 余り表現がこれだからこうだというような議論はちょっとしにくいのですが、嘉手納統合案につきましては、そもそも案にもなっていないのではないかと、どのレベルの案なのかということです。案は案なのですが、レビン、マケイン、ウェブのこのお三方が一つの案として出したと、これを米政府が検討するようなレベルで受けとめているかという、どうもそのあたりははっきりしないわけでございます。したがって、そういった表現をとっているわけでございます。

○玉城満委員 最後に、日米で辺野古移設が困難なことになり、実現不可能になったのは日本政府の責任にあるということで、今アメリカ政府は日本政府を責め立てている。そして責めてどういう作戦に出てきたかというところと高級閣僚を次から次へと送って知事と対面させて、どうにか辺野古を納得させようと。そして辺野古は絶対だめだとなったら、次なる策に来るわけです。大体そういうところまで想定してやらないものです。提案されてからすべては青写真を描くようにしているのですか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃったことを含めて、今の形で日米合意案が現前とある中で、これを進めたときに、例えば両政府として1年先の見通しであるとか、実際にそこに代替施設をつくる見通しがあるのかということに関しては県としては大変疑問に思っているところでごさいます、そういったものが示されない中で何かこうあるべきだという議論もなかなかしにくい状況でごさいます。

○玉城満委員 最後になりますけれども、ほかの委員の皆さんもすべてこれは同じことを言っていると思うのです。要するに県民が最終的に今の日本政府とのやりとり、アメリカ政府とのやりとりに先が見えないということが一番の県民にとって不安な部分があると思うのです。だから、もう少しはっきりした表現で絶対やらないと、これは絶対無理だという、はっきりした表現で言ってくれたほうが県民としてもわかりやすいのではないかなと思うのです。これは行政の手続上、いろいろ日米政府とのやりとりの中で表現してはいけないせりふがあるかもしれないけれども、県民第一に考えていただいて、余りにおわすということではなくて、どのぐらいになるかわからないではなくて、もう少しはっきりとしたスケジュールで、はっきりとした表現で今後も基地問題の解決に向けて頑張っていたきたい、最後にその意気込みをお願いいたします。

○又吉進知事公室長 委員の今の御質疑はやはり県民が持つ基地へのいらだち、負担感そういったものがなかなか見通しが見えないということをおっしゃっているのだと思います。そのあたりはまさに県も同感でごさいます、やはり普天間飛行場の問題を含めた基地負担の軽減というのをきちんと長いビジョンを持って、あるいは明確なビジョンを持って解決していただきたいというのが県の基本的な考え方でございます。そのように取り組んでまいります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 十分時間は経過しましたが、一、二点。陳情説明資料の87ページ、陳情平成23年140号東村高江区ヘリパッド建設反対決議を求める陳情です。処理概要で県としてはSACOの合意事項を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。この処理概要はこれまでずっと使われてきた文言ですね。やはり段階的に

一つ一つ整理縮小をしていくことが、基地の負担軽減につながると、こういうことを言っているかと思うのですが、建設に反対してくれという陳情に対して、この処理概要はやはりこれはもう進めるしかない。これが結局は沖縄の基地の負担軽減につながるのですよと。我々はそう思っていると。こういうことですよね。

○又吉進知事公室長 この現実的には実現不可能な方法としては、一定の条件を付した北部訓練場の過半の返還というものを進めるべきだと考えております。

○具志孝助委員 結局、拡大な北部訓練場を返還しよう。ただし、全面的にというわけにはいかないの、ヘリパッドを新しく6つつくらせてくれと。こういうことですよね。高江のヘリパッド建設問題は。改めて聞くのですけれども、北部訓練場の返還合意にあった面積というのは幾らですか、そして新しくヘリパッドをつくるという6カ所、これが占有する面積は幾らですか。面積で幾らのものが幾らになるのですか。

○又吉進知事公室長 北部訓練場は7513ヘクタールでございます。これは平成19年。7513ヘクタールが施設面積でございます、この合意されている返還面積というのが3987ヘクタールでございます。

○具志孝助委員 7513ヘクタールが3987ヘクタールに縮小しようということですよ。

○又吉進知事公室長 違います、3987ヘクタールを返すということです。その着陸帯を一この返還予定地に7カ所あるのですけれども、それを6カ所に減らした上で既存の残るところに移設するというのが条件でございます。

○具志孝助委員 今、陳情者は新しく6カ所つくるのはすべてだめだと言っているのですよね。県としてはどうなのですか。一定の条件を満たせばと言うように聞こえたのですけれども、例えば生活の場に著しく隣接しているとか、生活に著しく影響を与えるので、ここのところは計画からどうしても変更してもらわなければならないというような具体的な解決策を県としては何か案を持ち合わせていませんか。

○親川達男基地対策課長 この東村高江区のヘリパッド建設問題については知事も2回ほど地元に出向いて意見交換を行っておりますけれども、県の基本的な考え方としましては東村、それから地元高江区などの意向が尊重されるべきだと考えております。確かに知事との意見交換ではさまざまな賛成反対の議論がございました。その中でこれまで東村高江区が要望していた事項が防衛局と調整が行われております。その中では集落を飛行しない、それから避けるための電飾塔を設置するすとか、騒音測定を設置するという調整は確認されております。そういったものを踏まえて、地元東村でありますとか、高江区の意向が尊重されるような形でこの事業を進められればという考えをもっております。

○具志孝助委員 基地対策課長が言った、地元の意向を尊重する中で、6カ所のヘリパッドの建設というのは可能なのですか。

○又吉進知事公室長 当初から県はまず自然環境への影響、さらに住民生活への影響というものを最小限にするようにと申し入れておりまして、それは現在反対されている方ももちろんいらっしゃいますけれども、東村あるいは高江区におきましても、やはりそれを最小限とする。特にN4と呼ばれるもっとも集落に近い地域のヘリパッドにつきましては、非常に住民生活への影響が大きいということでその配慮を求めていたわけでございます。したがって、その中で沖縄防衛局と地元との話し合いが何回か行われて、一定の条件が付していると聞いておりますけれども、やはり引き続き政府はそういった地元の声を真摯に聞いた上で、この問題を解決していくべきだというのが県のスタンスでございます。

○具志孝助委員 Nポイントですか。

○又吉進知事公室長 N4です。

○具志孝助委員 N4はもっとも生活の場に近いのでこの部分については1つの条件をつけて、政府と防衛局のほうで調整をして、これはほぼついたという説明に聞こえたのですが。

○又吉進知事公室長 ついたということにはなっておりませんで、現在そういったことも含めて調整が行われていると聞いております。しかしながら、そう

いったことを付した上で地元としてはこの建設については今のところ反対はされていないと聞いております。

○具志孝助委員 こういうN4については具体的に交渉しているのだったら、県は現場も見てそこまで承知をしているのだったら、地元の意向がきちっと反映されるように、しかもタイムリミットも必要であればいつまでにきちっとやりなさい、そうでなかったらもうだめだと。こういうきちっとしたリーダーシップを発揮をして、こういう返還合意になったところは一つ一つ解決していくというのが実質的な問題の解決、基地の整理縮小につながると思うのです。どうもこの辺があいまいにして、ただ待っているというような雰囲気がしてならないのです。膠着しているという感じがするのです。それは反対の人たちは大変ですよ。上げたこぶしを下げられませんし、これは何らかの形で間に入って県は当然責任があるわけですし、また知事も現場を見に行ったら、見に行った以上は何らかの変化、促進がなければだめなのです。あいまいもこにしてはいけないと思うのです。あいまいもこにしておれませんかよということになるかもしれませんが、今の説明であれば、そこまで来ているのであれば見届けると、どこがどうなっているのだと、いつまでにやるのだと、ここが済んだら地元と一緒にこれで進めますよという形で1つ1つ解決していかないことには、ずっとこの沖縄県の基地問題いつまでも同じような硬直で、問題ばかり抱えて間口が広がるばかりで何一つ解決しないと。こういうことがあってはいけないと思うのです。SACO合意を着実に実施することが負担の軽減につながると、こういう認識をしているのであれば、できるところはきちっとやっていくというのが大事ではないかなと思っているのです。どうなのですか。

○又吉進知事公室長 東村高江区の問題につきましては知事が2度現地に行きました。平成22年6月に東村高江区と意見交換をしたりしております。現地の実情を把握していると。ただ、事の経緯あるいは現実に反対をされている方がいらっしゃると、さらに防衛局のやり方を含めて訴訟が起きているという状況では一つ一つ丁寧に理解を求め、あるいはその事態を解決していくという努力が政府にも求められるわけでございまして、そういうことをしっかりやってくれと県は申し上げているところでございます。

○具志孝助委員 当事者意識をしっかり持つと、知事がリーダーシップをとってできるのはできる、できないのはできないと、明確に態度を示して今裁判が係争中だからどうにもならないとか、反対者がいるからどうにもならないので

はなくて、どうしても問題を前に進めようとしたらどうしても抵抗がありますよ。それはできないこととできることをきちっと整理をする、住民の意見も聞く、どこでどういう解決をするかというのはやはり最終的には知事が責任を持たなくてはいけないと思うのです。そういう意味ではこの東村高江区のヘリパッドの回答文書なんて昔からずっと同じことを言っていますよ。決まったことをきちっと進めていくことが整理縮小につながると。こう明確に言っているわけですから、決まったことはどれだけ進んでいるかということをおびしと追っかけて行かなくてはならない。裁判も着実に前に進めていくことが僕は大事だと思います。正直言って、反対闘争やっている人たちは大変だと思いますよ。辺野古の反対もやらなくてはならないし、東村高江区も抱えないといけないし、体は1つしかないのに。どう出るのだということですよ。だから整理しなくてはならないですよ。あいまいにしてくれかと思ったらだめなのです。知事がリーダーシップを発揮しないとイケないのですと私は思うのです。今、この東村高江区はどうなっているかということです。前にもう進んでいますか、どうなっているのですか、見通しとしては。このヘリパッド問題は。SACO合意は1996年でしょう。北部訓練場返還しますと、広大な土地の返還ですよ。決まったことを進めていかないというのはやはり行政責任者、知事の責任は大きいと思います。日本政府と地主だけの問題ではないです。知事のリーダーシップでもってSACO合意になったわけですから。私は本当に何だ沖縄県のリーダーはと。特に基地問題に関してはなっていないと思います。どうなのですか、この東村高江区はどういう予定になりますか、いつ解決しますか。

○又吉進知事公室長 解決の見通しは今、私どもがやる立場ではございませんけれども、防衛局は工事をしていくということを言明しているわけでございまして、その時期についてはいろいろ説があったのですが、現時点ではまだ、着工されていないということとございまして。その理由というのは、はっきり県側もよくわからないのですけれども、実は。そういったことも含めて進捗をしっかりと見守って、あるいは今委員のおっしゃったことを地元の方々の御意見もしっかり聞きながら県としてできることはやるということとございまして。

○具志孝助委員 知事がちゃんとリーダーシップをとって地元の意向、地元の首長を呼んでどうなっているのですかと、必要であれば反対者の意見等ももう一回改めてひざ詰め談判をして、しっかり解決をすると動く、それを地元の首長にも知事からも要請をする必要であれば私も出ていきましょと。こういう目に見える形で努力をやってもらいたいとお願いを申し上げます。それから

陳情説明資料の90ページ、陳情平成23年第156号、名護市議会からの陳情、細切れ返還はだめですよということですが、この返還はどこでいつ決まったのですか。跡地利用計画が立たないうちに返還されては困ると言っていますが。返還が決まったのはいつなのですか。これはS A C O合意の中ですか。北部訓練場の中で。

○親川達男基地対策課長 キャンプ・ハンセンの東シナ海斜面部分の返還につきましては平成2年の日米合同委員会で返還が合意されておりますけれども、通常23事案と言われております。北部訓練場ですとか、八重岳通信所ですとか、その当時の返還の中にキャンプ・シュワブの一部返還が合意されております。

○具志孝助委員 平成2年に返還合意になったということはもう20年前ですよ。21年前に返還合意になった。跡地利用計画が策定されないままに返還されては困るという、跡地利用の計画はだれが責任をもってやるべきなのですか。

○又吉進知事公室長 基本的に市町村が計画を策定するということになっております。

○具志孝助委員 それでは名護市議会は、自分たちで計画をやらないで、20年もたっていて、跡地利用計画はどうも国がやるというような雰囲気ですよ、この文書から見ますと。当事者意識はないのではないですか。

○又吉進知事公室長 いかなる経緯で現在こういう事態になっているかというのは、具体的には承知しない部分もございますけれども、一般論として跡地利用計画は市町村がその地域の事情を十分把握した上で跡地利用計画を立てて、それは県、政府が協力していくという体制でございます。そのあたりの取り組みが現時点ではうまくいっていないという認識でございます。

○具志孝助委員 こういう感じで言うと沖縄県は軍用地は返せ、返せと言っておきながら、いざ返そうとしたら、また使ってくれと。こういう態度ではないですか。軍用地料を値上げさせるために反対運動しているのではないかと。よく新聞紙上にも書かれています。そういう疑いを持たれるような形になると思うのです。これは名護市議会です、個人ではないのです。こういう公共団体ですら20年前に返還合意にあったにもかかわらず、跡地利用計画を策定をするような責任も果たさないで。いざとなったら跡地利用計画ができていないから返

還を待ってくれと、継続使用をしてくれとこう言ってくると、これは一体全体軍用地に対する考え方はどういうぐあいのことなのかと、そういうところがこの辺野古の移設問題についても実際はどうなのだろうか、反対、反対と言ってきたらわからないよと。こういう沖縄県全体がそういう雰囲気では見られているのではないかと。だからこの辺の部分では私たちは議会も私も含めて態度を、意思を明確にする必要があると思う。20年前に決まっていながら跡地利用計画がどういう計画をやらうとする、まだ計画途中であと何年かければできるという雰囲気ではないのです。この陳情からやれば。返すのであれば全部返してもらって、全部は返還しないだろうから、不可能なことを要求して結局条件を満たしていない。こう見えるのです、私できえも。そうすると日本政府やアメリカ側だったらなおさらそういう形に映るのではないかと思います。そうあっては困るわけです、我々は。だめなのはだめ、できるのはできると、できないのはできないという明確な意思の表示ができないと地方公共団体がこのような形であっては、もう何をか言わんやと。私は思うのです、この陳情を見る限りにおいては。これに対して、処理概要はやはり現実的に整理縮小、やはり返還が決まったものとはできるところから返還していったほうが良いと、だからこれはその後進めるしかない。私は、県はそういう態度をとると思うし、私はそれによしということかと思っているのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 委員御指摘のとおり、やはりグロスとしての基地の面積を減らしていくと、徐々に減らしていくというのは県の方針でございまして、そういう意味では返還を進めるべきであろうと。しかしながらその沖縄の基地に生成過程とか、それは県民の意思にかかわらず、そこに存在しているものという観点を考えれば、やはり地方自治体、国とのしっかりした調整は必要であって、これがこれだけ時間がかかっているのは、沖縄の基地問題、基地の持つそういう性格がこういう事態をもたらしているのだろうと考えております。

○具志孝助委員 基本的に基地が大きすぎる、整理縮小、基地の負担軽減、将来的には基地のない沖縄県をと、こういうことを我々が言っているとすれば、やはり返還できるところは返還していくと、これを着実に進めていくという基本方針でなければならないと思うし、そういう意味では今の答弁は私はよしとするわけですが、ここで国は誠意ある対応をすべきであると考えますというのはどういう意味なのですか。

○又吉進知事公室長 先ほど来申し上げておりますように、やはり返還された

土地をいかに活用するか、あるいは名護市の中でどう位置づけていくかといったようなところを十分政府と名護市の間ですり合わせができたかということを一５年、５年で延長したわけでございますけれども、具体的な解が見えていない中で利用計画はできていないので延長という形は、いつまでも続くものではないであろうと、したがって今さらではありますけれども、真摯に政府あるいは名護市がその跡地利用法のあり方について議論すべきであろうということでございます。

○具志孝助委員 県もこれだけな広大な土地の返還を求めているわけですから、返還に際しては今、現行の軍転特措法—沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律はもう切れるわけですから、新しい軍転特措法は、しっかり整備をして地主に迷惑がかからないような一国策でもって、今の軍用地があるわけですから、これはしっかり責任を果たしていくと、こういう法律的な整備を進めながら基地の整理縮小ができるところはしっかりやっていくということがもっとも寛容であると思っている。沖縄の基地の負担軽減ということは、盛んにきょうの委員からも出ております。政府もずっとそう言っている。沖縄の負担軽減になるためのことを我々は考えているのです。そのためにはSACO合意であった普天間飛行場の返還、これは代替施設を建設して条件付きの返還合意だからこれをやって大半の基地を返還しましょうと、これが基地の整理縮小につながるのだということを言うてくることは目に見えているわけなのです。

そして、知事も言っているように普天間飛行場の一番の原点は危険性の除去であると。普天間飛行場は優先順位としては一番だと。そこを解決しなくてはいけないと、たくさんの基地があるけれども、ここが第一番ですというようなことをずっと強調しているわけですが、こういう陳情の場合は東村高江区のようなあれだけの広大な北部訓練場を返してもどうなるかなという中で我々は返還要求をしてきたわけですが、あれは有効利用ができるのかなと。ほとんど大半国有地だけれどもどうなるのだろうか、こういう中で返還を要求して返還が合意になったにもかかわらず、今度またこれを一つ一つ解決してくるのですね。

また、総論賛成、各論反対でこれも20年間かかっても前に進みきれないという。一体全体沖縄県民は基地に対してどういう考え方を持っているのだろうか、沖縄県民性の姿がヤマトウンチャーには見え隠れしていると思うのです。ここをどれだけ我々が明確に示すことができるかというのが我々に課された大きな課題だと私は思います。そういう意味ではきちっと返還合意になったところは一つ一つ返していくという、これまでも処理概要で示しているとおりに、

きちっとリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。

それから、陳情説明資料の88ページ、陳情平成23年第144号ですが、いわゆる沖縄問題は日本政府を介せず自主的に独自に国際社会に訴えることと、こう言っているのですが、どう考えますか。

○又吉進知事公室長 沖縄の基地問題というのは、これは日米安全保障条約に基づく施設の提供者である日本政府と沖縄、あるいはそれを使用する米側との問題であると認識しておりまして、国際社会に訴えるというのは一つの御意見でしょうけれども、県としましては一義的に日本政府あるいは米国政府に対して訴える問題であると考えております。

○具志孝助委員 この日米合意によって日本の安全保障を確立するために、日米安全保障条約というのがあって、それによって沖縄にこれだけの基地がある。基地は日本にとって必要悪かもしれないけれども、必要最小限のものは認める立場だと私もそう思っているし、知事もそれは明確にしている。これは大事なことだと思っております。普天間飛行場の返還問題、沖縄の基地問題は反基地闘争ではないと。基地は一切要らないと、日本には基地なんて要らないのだという考え方ではない。そういう考え方もあるかもしれないけれども、我々はそのうちではないし、県知事もそうではないということを明確にしたことを私は立派だと申し上げております。そういった意味では、これは日本とアメリカのすぐれて高度な外交問題なのです。政府を通さないで我々だけで解決するという話ではないと思うのです。そういうことになれば幾ら直訴しても、果たしてそういう考え方でアメリカ本土に渡ってもだれが相手にしてくれるかと。一体全体そういう人たちの話はだれが聞いてくれるかと。メディアにもアメリカでは相手にされないと思うのです。そういうことだと思っておりますので、この難しい外交問題の中でも基地問題というのは大変高いレベルの外交問題だと思っております。しっかりと信頼関係を確立しながらこの沖縄の基地の問題解決に当たっていただきたい。約束事は守るというところから信頼が造成されると思っておりますから、日米間あるいは日本政府と沖縄の間での交渉事については、取り決めたことをきっちりお互い守るということから信頼が出てくると思うし、私はそういう中でしか解決できないと思っておりますから、今のような態度でしっかりリーダーシップを発揮してできるところから解決していくという姿勢で臨んでいただきたいとお願い申し上げたいと思っております。いかがですか、最後に。

○又吉進知事公室長 県は現在、普天間飛行場の県外移設を求めると主張して

いるわけですが、これはとりもなおさず日米合意を見直していただきたいということでございます。したがいまして、県としまして、これが米政府あるいは日本政府にしっかり届くような方策について真っ正面からやっていきたいと考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○**吉元義彦委員** 陳情説明資料の91ページ、陳情平成23年第157号のほうからお願いします。キャンプ・シュワブのレンジ10における火災なのですが、米軍は気象状況を調査の上、山火事発生の危険性を判断し場合によっては訓練事態を制限をしているということであるのですが、これは事実そうしているのですか。

○**又吉進知事公室長** 具体的な対策というのはその個々にどうしているのかというのは承知していないのですが、例えば風が強い日とかそれから湿度が低いといったことに配慮して決めているとは聞いております。

○**吉元義彦委員** これは知事公室が防衛局に問い合わせをして確認されているのですか。

○**又吉進知事公室長** 基本的には防衛局経由でそういった情報はいただいております。

○**吉元義彦委員** 今までもこの火災というのは実弾演習で頻繁に起こっているわけですが、それからすると皆さんの処理概要の件についてはいかがかなと疑うというのですか、そういう状況なのかなと疑念に思うのですが。実際そうやられているような現状ですか。

○**又吉進知事公室長** 山火事については、そのたびに申し入れをしてあるいは軍転協一沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請、あるいは渉外知事会一渉外関係主要都道県知事連絡協議会の要請といった形で、大きい意味でも小さい意味でというのですか、その都度やっているわけですが、全くならないということございまして、大変遺憾に思っております。いずれにしましても、この山火事につきましてはその火災の原因を特定して、再発防止を行うこと、

さらにこの火災については直ちに消しとめる体制をとっていただきたいということは、従前から申し上げているところでございます。

○吉元義彦委員 先ほども上原委員からありましたとおり、この点については今後とも重々注意されて地域住民に影響の及ばないように安全な訓練というのですか、申し入れを徹底していただきたいをお願いを申し上げたいと思います。それから陳情説明資料の90ページの陳情平成23年第156号キャンプ・ハンセンの件なのですが、先ほど具志委員からもありましたが、この件、場所は把握されていますか。

○又吉進知事公室長 図面の上では把握してございます。

○吉元義彦委員 これは名護市が跡地利用計画ができるような場所だと思えますか、知事公室長。

○又吉進知事公室長 その判断はなかなか難しいところでありまして、まさにそれが難しいからこそ、これまで延びているという認識はしておりますが、しかしながら、計画的にその場所をしっかりと名護市としてどう考えるかということとは形成していかなければならないだろうと考えております。

○吉元義彦委員 平成2年には協定があって返還されたということで21年も経過しているわけですけれども、しかしながら細切れ返還、また人が登れない場所、大変な傾斜地で跡地利用でやれるような状況ではない場所を返還されるというと、これは行政としても大変ではないかと思うのですが、先ほどもあったように、誠意ある対応を県からしっかりと国に対して求めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 誠意ある対応という点につきましては、県からも働きかけたいと考えております。

○吉元義彦委員 次、陳情説明資料の67ページ、陳情平成23年第7号、以前仲井眞知事とそれから前神奈川県知事が、渉外知事会としてアメリカを訪米されたときに、立ち入り調査できるような状況か前向きな答弁を政府からいただいたとあったのですが、その後の進展と、この協議が進んでいるのかどうか、どのように進んでいるのか。

○又吉進知事公室長 県はいわゆる環境特別協定といったような形で日米地位協定の中に特別協定を策定して、立ち入りについてはきちんと位置づけていたいただきたいということを要請をいたしておりまして、この要請の際には前向きなお答えがあったわけでございます。また、基地負担軽減部会の中でもこれについては言及があったのですけれども、具体的にいつ、どのようにどんな形でというような案は現在、示されていないという状況でございます。

○吉元義彦委員 ぜひ引き続き頑張ることができるようにしていただきたいということを要望したいと思っております。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情説明資料の53ページ、陳情平成22年第149号、陳情説明資料の57ページ、陳情平成22年第166号、陳情説明資料の40ページ、陳情平成21年第195号等々普天間飛行場の移設に関する問題ですが、今本議会の知事の御答弁は私のほうから見ればどうも少し後退ぎみかなと、少し前途に霧がかかって先が少し見えなくなったのかなという感じを受けております。先ほどから出ておりますように、知事のおっしゃっていることは県外が早いと言っているのですよという言い方とか、あるいは県内移設反対とまでは言えないというような言葉になっていらして、どうもその少し前々回までの議会と比べると少し言葉がはっきりしなくなったのかなという感じを持っているわけですが、知事の県内移設ということに対する基本的なスタンス、それをまずお聞かせいただけませんか。

○又吉進知事公室長 自公政権時代には知事は県内移設やむなしという立場であったわけでございます。またそれを推進することにやぶさかではなかったわけですけれども、その後民主党政権が成立いたしまして、鳩山首相のコメントでありますとか、一たん県外、最低でも県外と言っていたものを、日米合意で頭越しにまた辺野古に戻してきたということを考えますと、現時点においては、知事の公約の上では県外移設を求めるという形になったわけでございます。県内移設へのスタンスにつきましては知事が何度も申し上げているように仮に県内移設という方針を出したとしても、それは沖縄県内にそういう場所はないと認識しておりまして、そういう意味では県外移設を求めるということを申し上

げているという状況でございます。

○玉城義和委員 考え方には私は2つあると思うのです。1つはこれ以上沖縄に米軍基地をつくらせてはならないと考えるか、もう一つはそれとは別に県内移設は状況的に無理なのだと、不可能だという考え方があると思うのです。こういう意味では知事の考え方はどっちでしょうか。

○又吉進知事公室長 恐らくこれ以上基地をつくらせてはならないというのは沖縄県の基地負担が過重であるという観点においては—これ以上過重にしてはいけないという点では、今おっしゃった最初の考え方も当然入っておりますし、2点目の客観的に不可能だということは、知事が事実上不可能だということは知事が申し上げていることでありまして、今2つの選択肢というのですか、命題を出されましたけれども、これは両方にかかっていると考えております。

○玉城義和委員 私も知事の言葉を理解しようと思って懸命にいろいろ考えているのですが、なかなか真意がわからないのです。民主党政権になって一種の混乱はあったのですが、普天間飛行場を辺野古に移そうというそのものは変わってないわけですよ。そうすると変わっていないという前提に立てばこれ以上つくらせてはならないということであれば、自民党、公明党の時代から県内移設はだめだとおっしゃるはずなのです。そうではないわけで本質的なものは変わってないわけです。今おっしゃるようにこれ以上基地をつくらせてはならないというのが根本にあるのであれば、私はそれは矛盾すると思うのですけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 そもそも原点は普天間飛行場をいかに現在の危険な状態からお返しをして移設返還するかということでございます。その条件あるいは選択肢として県内というのがあったわけでございますけれども、それが事実上不可能になっていると、特に民主党政権が県民に対してきちんとした説明をしないということが一つの要素になって現状が生じているわけでございますので、真意と言われましてもなかなか難しいですけれども、そういう状況の中では事実上不可能であると、県外移設を求めるという結論になっているわけでございます。

○玉城義和委員 県内移設反対とまでは言えないと、答弁ですが、これの意味するところはどういうことですか。

○又吉進知事公室長 県内移設というのは普天間飛行場の危険性を解消する一つの方策、選択肢であるわけでございます。したがってさまざまな選択肢、あるいはこれは仮定の話ですけれども、想像もつかないような解決策とかそういうものがあり得る。したがって、反対賛成という表現をとらず、今県として求めているのは県外移設であるという言い方をしているとそのように考えております。

○玉城義和委員 そうするとますますこれが時限的に、今の段階では県外移設を求めていると、ところが県内移設反対とまでは言えないということですね。そうすると今知事公室長がいみじくも言ったように、あるいは決意的なそういう方策があり得るかも知れないということは、知事の姿勢の中に入っているわけですか。

○又吉進知事公室長 県外移設、あるいは普天間飛行場の返還という観点ではその意味でさまざまな解があるのではないかと考えていると思います。

○玉城義和委員 これはなかなか大変な発言で普天間飛行場移設、普天間飛行場の危険性を除去するためにはそういう意味での方策もあり得るということが前提にあるというか、それも選択肢の中にあると、こういうことですか。

○又吉進知事公室長 実質的にはいろいろなことがあって、いろいろな考えがあって、それはあり得ると言っているわけではなくて、それは考え方としてはある。しかし知事は公約で県外移設を求めると言っているわけですから、そういったことも踏まえて県外移設を求めると言っているわけですから、その県外移設を求めるといふ姿勢において変わりはないということでございます。

○玉城義和委員 知事公室長、私もアメリカでの発言を評価しますし、いろいろな内外の圧力の中で県外移設を求めるといふ知事の態度は私は評価しているのです。それゆえに申し上げるのですが、先ほども少し出ておりました、あいまいもこととして県民によく伝わらない、同時にこれは国民に伝わらないですよ、沖縄発信として。沖縄県知事は本当は何をお考えなのか、やはり明確にもっと沖縄発の沖縄県知事として発言する権利があるわけですから、こんな基地を抱えていて。そういう意味ではもっと国民に訴えるという明確にメッセージ

を出す、こういう絶好の時期に県内反対とまでは言えないとか、県外が早いと言っているのですよという言い方では国民から見ればさっきの具志委員の話ではないけれども、沖縄県の知事は本当は何をお考えなのかと言われても、はっきり言い切れないのです。私はこれは我が沖縄県にとっても非常にマイナスではないかと思うのです。だから別に何か足を引っ張っていることではなくて、このことは何を意味するかわからないのです。これは与野党わからないと思います。その県外移設反対とまでは言えないとか、それでも県外移設しかないというのは一体どういうことを言おうとされているのか、よくわかりません。聞けば聞くほどわからなくなってくる。そういうことなのなのですが、そこは率直に言ってどうですか、知事公室長。

○又吉進知事公室長 県外移設を求める、あるいは我が国のどこかでと知事は言っています。県外の都道府県において移設するということを求めるというのは知事の明確なメッセージになっていると思います。

○玉城義和委員 そうであれば県内移設は反対だと言うべきではないのですか。どう2つは両立するのですか。

○又吉進知事公室長 これは知事は本会議の答弁でも言っておりますが、県外移設を求めるという言葉の中に尽きているということでございます。

○玉城義和委員 そうであれば、反対とまでは言えないということは、おっしゃらないほうがいいですよ。これによって県外移設しかないというお話は打ち消されてしまうのです。それであいまいになって先が見えなくなると。こういうことを県民はみんな思っているわけで、そういうところは、きちっとやったほうがいいと思います。また12月議会で時間をとってやりたいと思いますが、いずれにしても、ここは論理的に少し整理してやらないと、聞いているほうは全くわかりません。これは与党も野党も多分。そういう意味では、ちゃんと整理されて、県民を含めて国民に明確なメッセージが発せられるように一沖縄県知事の立場というのはそれをできる立場ですから、ぜひそれはやっていただきたいと。大阪府の橋下知事が一私はちっとも賛成しませんが、あらゆる機会にあらゆるアピールをするでしょう。私はああいうものを少し勉強して、どうすればそういうことができるかを、少し考えたほうがいいと思います。そのためには明瞭な言語で物を言うという、一番重要なことです、アピール力というのは。日本語として明瞭な言葉で発信をすると、これが決定的に足りないので

すよ。そういう意味では、聡明な知事公室長もおられるわけだから、ひとつ、みんなで考えて12月議会には明快な御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから先ほどありました、陳情説明資料の90ページ、陳情平成23年年第156号ですが、細切れ返還の件でございます。吉元義彦委員から話がありました。これは長年持ってきて、先ほど具志孝助委員からもありましたが、沖縄県の抱えている基地問題の難しさ、構造的に、経済的社会的に、基地問題が深く県民生活、あるいは行財政システムに繰り込まれているということの、一つの象徴としてあるだろうと思うのです。だから、基地労働者も含めて、基地に反対すれば自分たちの職場がなくなるということもありながら、かつ基地は返還をしなければならぬと、こう言わざるを得ないという、そういう沖縄の持っている大変難しい矛盾点が、これに露呈をされているのではないかと思いますし、まさに沖縄県の持っている一つの象徴的なものもあるだろうと思います。そういう意味で先ほどありましたが、この土地は見ればわかりますが、斜面で絶壁になっていて、なかなか使いようがないのです。そういう意味でいって、恐らく歴代の市長もいろいろ頭を悩ませてきたと思いますが、なかなか方策が出てこないということであろうと思うのです。

それで、県の処理方針の前段と後段ですが、吉田勝廣委員からもありましたが、本来、我が県の跡地利用計画、軍転法一沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の精神というのは、いわゆる基地は返しなさいといっても、そこに生活がかかっているし、社会的ないろいろな関係者がいるし、行政の財政的な収入もかかっていると。そういうもろもろがあって、あの法律があると思うのです。それで、一定の猶予期間をもって、きちっと渡りをつけていくと。橋をかけて向こうに渡るといことが、この軍転法一沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の精神だろうと思うのです。そういう意味で申し上げれば、ここに書いてある整理縮小を図ることは現実的だというの是一般論としてはそのとおりなのです。先ほど指摘があったように各地域で使われている言葉、フレーズです。ところが、この問題に関してはこれは長い間の経緯があって、ここまできている問題なのです。使おうにも使いようがないと。ところがこれは、全体が返還されれば、あるいは考えようはあるかもしれないけれども、この部分だけをとりたてて返還されると、まさにこれは使いようがないということもあって、恐らくこれをつくった人たちもみんな、それをわかっているのです、その矛盾は。矛盾を抱えながらこういう陳情をせざるを得ないわけであって、そこは一般論でしてしまうと、やはりこれは違うだろうと。

そういう意味で、むしろ前の3行はいらないと思います。県としても、先ほどお答えがありましたが、この現場を見ていただいて、アドバイスもいただいて、そして国に対してもそこのところは調整をしていただきたいと思います。よもや政治的なところでそういうことがあってはなりませんし、これまでずっと続いてきたものは、今回打ち切られるという話がありますが、私はやはり行政としてこの辺は公平に対応していただきたいと思います。県としても、ぜひ国とのお話の中でも取り上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 県がこの問題についてしっかりと関与して、きちんとした考え方を求めていくことは、やぶさかではございません。先ほど来申し上げているように、やはり名護市と国の間の議論というのはどこまで進展しているか、どのような議論がなされていたかも踏まえて、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 多分これは、3代にわたる名護市長の経過があるだろうと思うのです。それはいずれにしても、取り組まなかったわけではないので、いろいろな知恵を出して考えたのですが、財政の収支も含めて事情があってここまでできているということ、ひとつぜひ御理解をいただきたいと思われし、さりとして、怠惰でいつまでも使いなさいということ、言っているわけではないということも、一緒に御理解いただきたいと思われし。それから次に、アセスの問題、陳情説明資料の38ページ、陳情平成21年第186号であります、これは年内に提出をされるだろうと言われておりますが、改めて県の対応をお伺いしたいと思われし。

○又吉進知事公室長 環境アセスにつきましては、そういった情報もありますけれども、現在のところ政府から明確にいつ出すという方針が示されておられません。いずれにしましても、この手続につきましては、法に基づいてしっかりと対応してまいりますけれども、県としましては、普天間飛行場の県外移設を求めるといふ公約はか変わりませんので、それを踏まえつつしっかりと対応してまいりたいということでございます。

○玉城義和委員 本会議でも行政手続としては、受け取らざるを得ないという意味の答弁がありましたが、例えば、ほかの陳情にも出ているように、方法書、準備書の過程において、不十分な点があるという指摘があるわけですね。知事意見に対する話だとか、審議会の意見に対する向こうの意見書だとか、あるいは、

新しい機種の問題だとかいうこともあって、そういう意味で、今の評価書に至るまでのあり方については、県としてはどう総括していますか。

○下地岳芳環境企画統括監 普天間飛行場の代替施設につきましてのアセス関係ですけれども、現在準備書に対して、知事意見を述べているという段階でございます。委員がおっしゃるように、いろいろ新たな機種の話というのも出てきますので、そのあたりというのは、仮に評価書を出すというのであれば、その中できちんと環境影響評価をしてもらうという考えでございます。

○玉城義和委員 私も準備不足で、この方法書、準備書の過程を全部洗っていないので、余り確たることが言えないわけですが、ざっと考えると、その方法書のときも一今は準備書の段階ですが、県の中では、あるいはその周辺も含めてかなりの意見があったと思うのです。完璧に方法書、準備書の段階が、きれいにクリアされているかどうかというのは県民も思っているし、その専門家も思っているのです。そういう意味では、そういうものを全部一緒にして、後は粛々と評価書という話にはならないと思うのです。そこは県としても、厳格に過去の手続も含めて検証していただきたいと思います。

○下地岳芳環境企画統括監 準備書に対する知事意見としまして、埋立事業関係32項目の316件、それから飛行場事業関係28項目の186件というのをしております。その知事意見を踏まえて、事業者がどう対応するかという結果というものについては、今後もし評価書を出すというのであれば、その中でちゃんと見解を述べてもらうということでございます。

○玉城義和委員 それは評価書を出す前段で、そういう点検はできるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 これは評価書が出てきてからの、以降の話でございます。

○玉城義和委員 するとそれは、評価書を受け取らないと中身はわからないということになるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 そういことです。

○玉城義和委員 それはやはり不合理というか、不条理ですね。その準備書の

段階で相当な意見が出ているわけですから、そのことがきちっと評価書の中に、反映されているかどうかというのを確認をして、むしろ沖縄県としては、行政手続的にも、あるいは実態的にも、この手続がきちっとされていないということとをどこかで述べるべきだし、どこかでチェックすべきだと思うのです。そこはどうか。

○下地岳芳環境企画統括監 この条例に基づくその手続の流れの中で、事業者が準備書に対する知事意見、あるいは住民の意見等を勘案して、その必要な修正を加えて後、評価書を作成するという事になっていきますので、評価書の提出以前に、そういうお話というのは厳しいと思います。

○玉城義和委員 その辺がアセスの限界というか、どれだけの意見が反映されているかが検証できないという意味ではあれですが、私ども県民の立場、当然今の県知事の立場からすれば、要するに、辺野古には無理だと、つくれないということから考えれば、単なる淡々と行政手続を進めるということだけではなくて、ここは政府に対して、あるいは当該の役所に対して、何らかの県としての考え方の表明とか、そういうのが出るべきだと思うのですが、例えばその評価書が出る前に、ちゃんとそれをやるべきであるとか、そういう何らかの行動等々をやるべきだと思うのですが、それがもし仮に、内部でそういう評価書が出されて淡々と手続が進んでいくと、結局、沖縄県知事が行政的に追い込まれると、こういう構図になってしまうのです。そういう意味で行政手続というのは行政手続があるのですが、そこはやはり全体の大状況があるわけだから、1つも2つも知恵を出すべきではないかと思うのです。皆さんそういうところで、知恵を出す方が集まっているわけだから、少し工夫があるのではないかと思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 おっしゃることは、行政手続とは別ということだと思いますが、基本的に県は、法令等にのっとってこの手続をなさねばならないわけですが、一方で、先ほど来申しておりますように、県外移設を求める立場でございます。したがって、この公約を踏まえて、どういったことが政府に対して申し上げることができるのか、このアセスの面も含めて、これは検討してまいりたいと思います。

○玉城義和委員 ぜひ、知恵を集めて、有効な方法を出していただきたいと思っています。

最後ですが、陳情説明資料の31ページ、陳情平成21年第151号、基地内住宅というのがあります。これは余り表に出ている問題ではないかもしれませんが、当事者にとっては深刻な話になっております。米軍のいい悪いは別にして、米軍相手の住宅を、借金をしてつくった人たちのことでいくと、大変これは不安が出てきているわけです。これも先ほどの、名護市のキャンプ・シュワブと同じような性格を持っておりますが、自分でつくったのだから、自分で責任を持つてという話には、なかなかなくては深刻な状況にあるわけです。これはその後どうなっていますか。平成21年からということになっておりますが、この実態はわかっていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 平成21年に陳情があった後、県としましては、基地外居住の動きということ、数値的には把握に努めているわけでございますけれども、今どういう問題になっているか、具体的な進展については承知しておりません。

○玉城義和委員 これも政策的には、いろいろな意見が当然あります。しかしながら、現実に米軍住宅用として各地域で大変豪華なマンションがつくられていて、これが現実どうなっているかということも、なかなか大変な問題なので、平成21年以降ということがありますので、実態を少し把握をしていただきたいと思えます。終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情51件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、射爆撃場の返還についてを議題に追加するかどうか協議した結果、意見の一致を見ることができなかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る射爆撃場の返還について、を議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしました。意見の一致を見ることはできませんでした。

休憩いたします。

(休憩中に、米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の手続中止についてを議題に追加するかどうか協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価の手続中止についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしました。意見の一致を見ることはできませんでした。

休憩いたします。

(休憩中に、在沖米軍施設における枯葉剤の使用・貯蔵等についてを議題に追加するかどうか協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る在沖米軍施設における枯葉剤の使用・貯蔵等についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしました。意見の一致を見ることはできませんでした。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子